

第三期  
御殿場市  
子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

※第1章～第3章

御殿場市 保育幼稚園課

令和6年●月

# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって .....</b>	<b>2</b>
1 計画策定の目的 .....	2
2 計画の性格と位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	4
<b>第2章 御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境 .....</b>	<b>6</b>
1 人口及び世帯の状況 .....	6
2 産業と就労状況 .....	10
3 子育て支援に関する状況 .....	12
4 御殿場市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果からみる 教育・保育事業等に対するニーズ .....	17
<b>第3章 計画の基本的考え方 .....</b>	<b>39</b>
1 計画の基本理念 .....	39
2 計画における基本的な視点 .....	40
3 施策の体系 .....	42
4 教育・保育提供区域の設定 .....	43
5 将来の子どもの数の推計 .....	49

# 第1章

## 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の目的

我が国の少子化は急速に進行しており、本市においても令和6年4月1日現在の総人口は83,592人、そのうち0～11歳児人口は7,653人で、令和2年の0～11歳児人口（9,683人）と比べると2,030人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

こういった社会情勢の変化の中、国においては、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」をスタートさせました。

新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会の考え方の基本として、幼児期の教育・保育の一体的な提供や、教育・保育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上、家庭における療育支援などを総合的に推進することとなっています。

さらに、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

令和6年には、子ども・子育て支援法等の一部改正をする法律を成立させました。児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的とした妊娠のための支援給付や、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる乳児等のための支援給付（「こども誰でも通園制度」）が創設されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援政策を展開していくことを目指しています。

本市では、新制度の下で平成27年度から「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を推進しており、計画に基づき、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意しつつ、子どもや子育て家庭のおかれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図っています。

このたび、「第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えたことから、継続的かつ計画的に事業を推進するため、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第三期御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き一人一人の子どもの健やかな育ちと子育て家庭を社会全体で支援する社会の実現を目指していきます。

## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、「次世代育成支援対策推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による市町村行動計画として「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」で継続している事業の一部について、引き続き事業を実施していきます。

本計画を、上位計画である「第四次御殿場市総合計画」の分野別計画の関連計画として位置づけるとともに、福祉部門の上位計画である「第4次御殿場市地域福祉計画」やその他関連計画等と連携・整合を図っていきます。

また、本計画では、「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」をはじめ、他の関連する計画との調和を図りつつ、保健、医療、福祉、教育、就労、住宅、都市基盤、国際化などの、子どもと子育てを取り巻く様々な分野や社会情勢に関連する施策と、総合的かつ一体的に推進していきます。

### 【子ども・子育て支援法から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## 3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、5年を一期として計画を定めるものとしていることから、本計画は、令和7年度（西暦2025年）から令和11年度（西暦2029年）までの5年間を計画の期間とします。

計画の期間中は事業の進捗状況を管理するとともに、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、原則、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。なお、計画の中間年でない場合であっても、計画変更の必要性に応じて、柔軟に計画の見直しを行っていきます。

### ■計画の期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
御殿場市子ども・子育て支援事業計画 (第二期)					御殿場市子ども・子育て支援事業計画 (第三期)				
		見直し		第三期 計画策定			見直し		次期 計画策定

## 4 計画の策定体制

---

### (1) 子ども・子育て支援事業ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、教育・保育その他の子育て支援について、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、未就学児童・就学児童の保護者を対象に調査を実施し、結果を計画に反映しました。

### (2) 子ども・子育て会議の実施

本計画の策定に当たっては、法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子どもの保護者、関係機関、関係団体などで構成する「御殿場市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

### (3) 子ども・子育て支援制度庁内推進委員会の実施

庁内関係部局の各担当で構成する「御殿場市子ども・子育て支援制度庁内推進委員会」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

### (4) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年12月5日から12月25日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

## 第2章

### 御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境

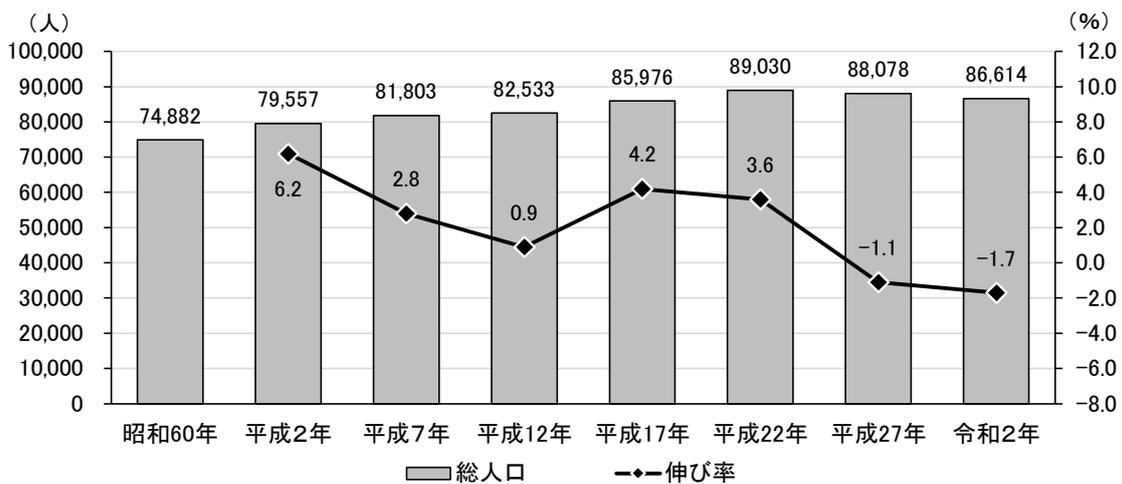
## 第2章 御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境

### 1 人口及び世帯の状況

#### (1) 人口

国勢調査による人口は平成27年より減少を示し、令和2年には平成22年と比較して2,416人減少しています。また、人口の伸び率は、平成17年、22年にやや増加傾向を示していましたが、平成27年は-1.1%、令和2年は-1.7%となっています。

#### 〈総人口と伸び率〉

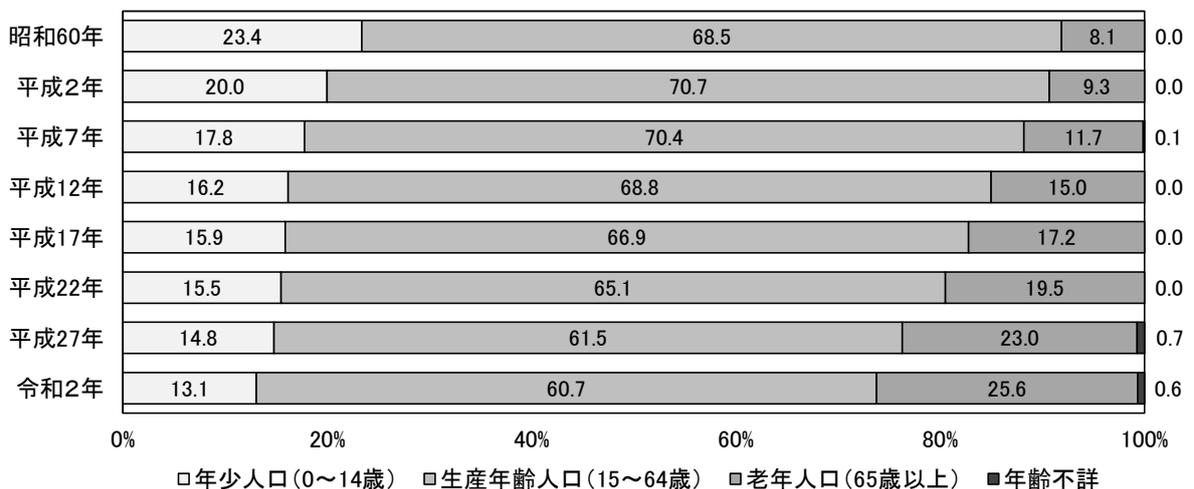


資料：国勢調査

年齢3区分別の人口構成比率は、0～14歳の年少人口比率と15～64歳の生産年齢人口比率は低下傾向にあり、65歳以上の老年人口比率は年々上昇しています。

昭和60年と比較して、令和2年の年少人口比率は10.3ポイント低下、逆に老年人口比率は17.5ポイント増加となっており、少子高齢化が進んでいるといえます。

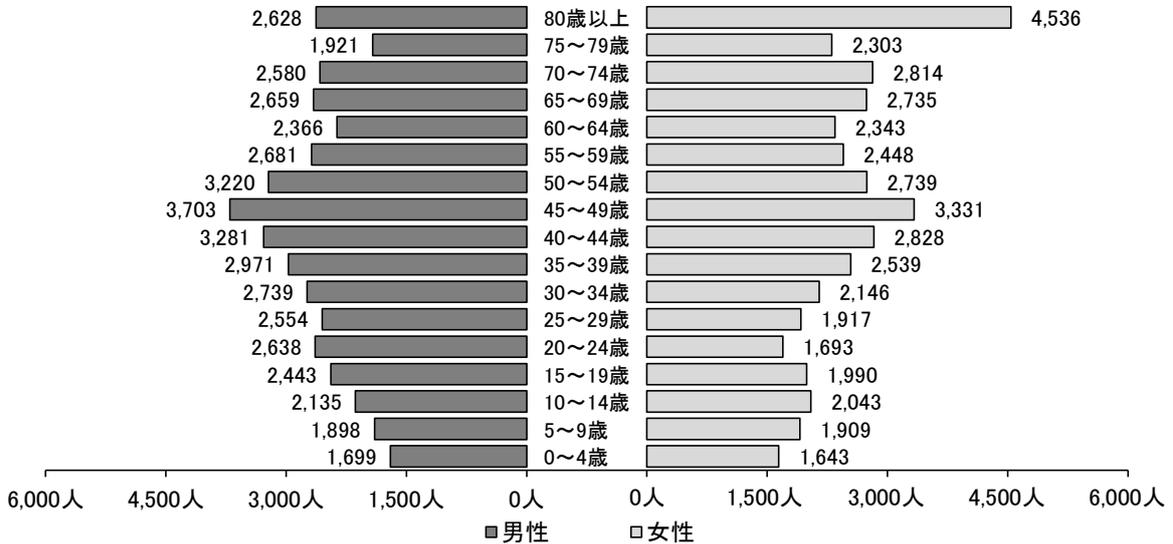
#### 〈年齢3区分別人口構成比率〉



資料：国勢調査

5歳階級別の人口構成は、男女ともに40～54歳、65～74歳の構成数が多く、女性の20～24歳で構成数が少なくなっています。また、80歳以上の女性は男性の約1.7倍になっており、人口ピラミッドの形としては、変形つぼ型となっています。

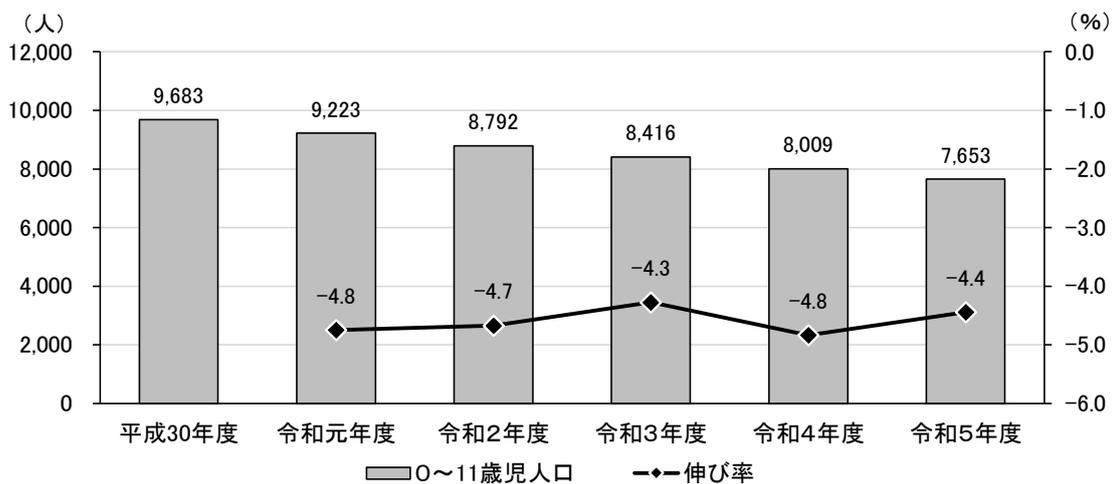
### 〈人口ピラミッド〉



資料：国勢調査

小学校6年生までの児童（0～11歳児）の人口の推移をみると、平成30年度から減少傾向であり、令和5年度は7,653人となっています。平成31年と比較すると2,030人の減少となっています。

### 〈0～11歳児人口と伸び率〉



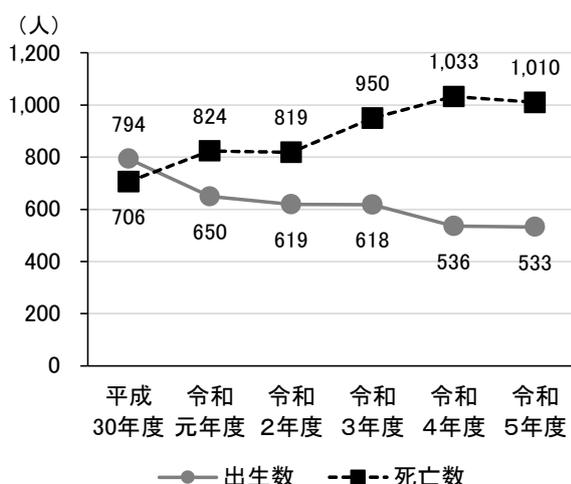
資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在

## (2) 人口動態

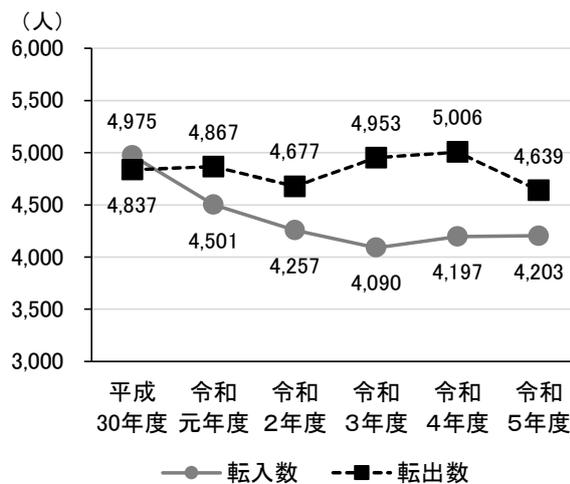
本市のここ6年間の出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成30年度から減少傾向を示し、令和5年度は533人となっています。死亡数は平成30年度から増減を繰り返しながら全体的には増加傾向を示し、令和5年度には1,010人となり、出生数を477人上回っています。

転入数は令和3年度までは減少、以降は微増に転じてはいるものの、令和5年度は4,203人と平成30年度と比較して772人減少しています。転出数は増減を繰り返しており、令和5年度は4,639人と平成30年と比較して198人減少しています。

〈出生数と死亡数〉



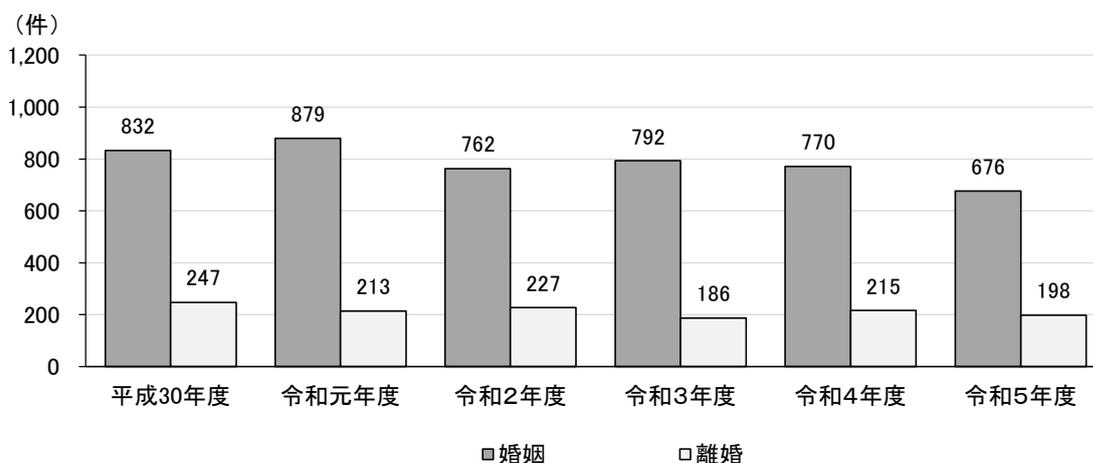
〈転入数と転出数〉



資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

婚姻・離婚件数については、平成30年度以降増減を繰り返しているものの、令和5年度は婚姻件数676件、離婚件数198件となっており、平成30年度と比較してそれぞれ156件、49件減少しています。

〈婚姻・離婚件数〉



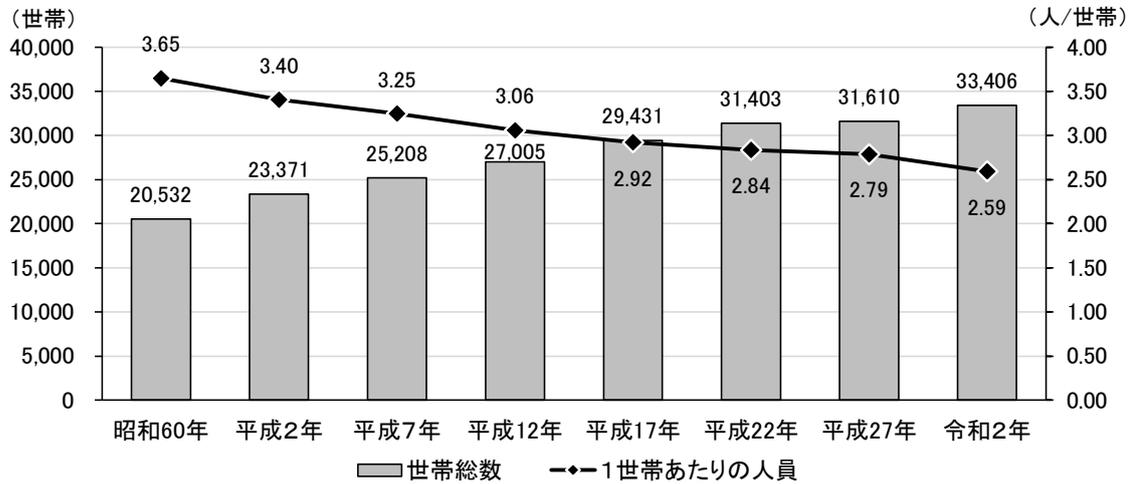
資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

### (3) 世帯構造

国勢調査にみる、本市の総世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人員は減少しており、平成17年以降は3人を下回っています。

令和2年では、世帯数33,406世帯、1世帯当たりの人員2.59人となっています。

#### 〈総世帯数と1世帯当たりの人員〉

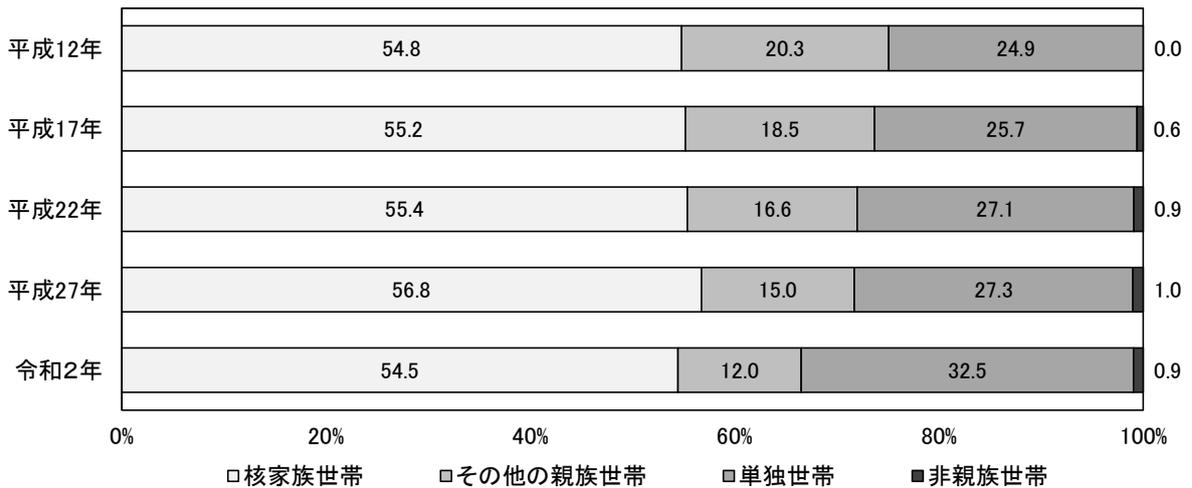


資料：国勢調査

世帯構成比率をみると、平成27年までは核家族世帯と単独世帯、非親族世帯の割合が増加し、その他の親族世帯の割合が減少しています。

平成27年から令和2年にかけては、単独世帯が5.2ポイント増加し、その他の世帯構成比は減少しています。

#### 〈世帯構成比率〉



資料：国勢調査

## 2 産業と就労状況

### (1) 就業人口

国勢調査にみる本市全体の就業人口は減少していますが、その中でも男女ともに15～19歳や45～59歳、65歳以上の就業人口は増加しており、とりわけ45～49歳の女性の就業人口の増加と65歳以上の就業人口の増加が顕著となっています。

女性の就業人口は、上記の年齢以外は減少しており、中でも35～44歳の就業人口の減少は顕著となっています。

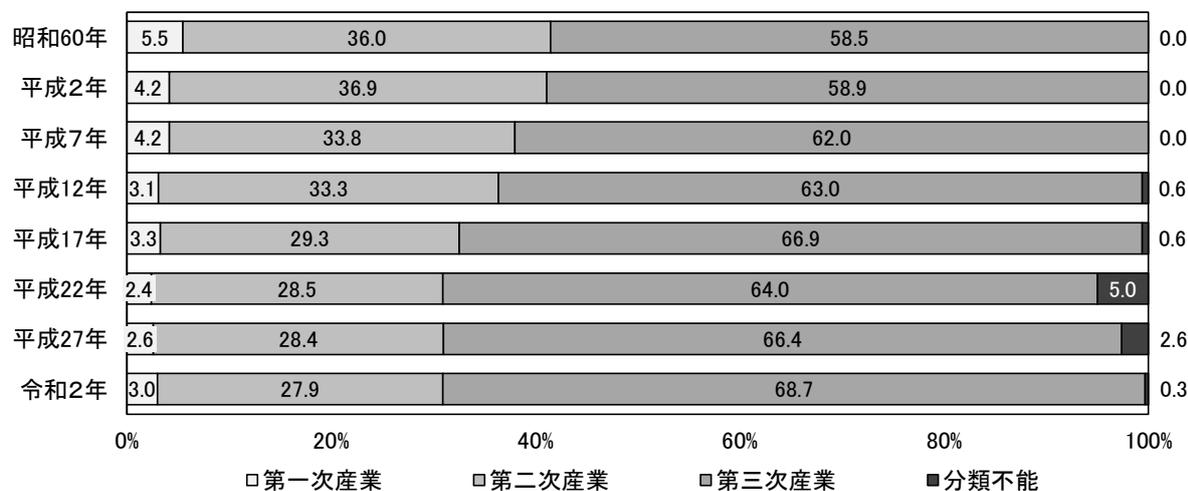
#### 〈年齢階層別就業状況〉

	平成27年			令和2年		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
総数	47,921	28,558	19,363	45,268	26,442	18,826
15～19歳	734	484	250	805	523	282
20～24歳	3,182	2,054	1,128	3,204	2,089	1,115
25～29歳	4,179	2,664	1,515	3,502	2,138	1,364
30～34歳	4,797	3,007	1,790	3,677	2,288	1,389
35～39歳	5,488	3,343	2,145	4,292	2,542	1,750
40～44歳	6,264	3,575	2,689	4,945	2,830	2,115
45～49歳	5,383	3,116	2,267	5,808	3,215	2,593
50～54歳	4,613	2,620	1,993	4,929	2,797	2,132
55～59歳	4,054	2,297	1,757	4,168	2,332	1,836
60～64歳	4,014	2,327	1,687	3,483	1,971	1,512
65歳以上	5,213	3,071	2,142	6,455	3,717	2,738

資料：国勢調査

本市の産業別就業人口比率の推移をみると、第三次産業の割合が増加しており、平成17年以降は約3分の2を占めています。

#### 〈産業別就業人口比率〉



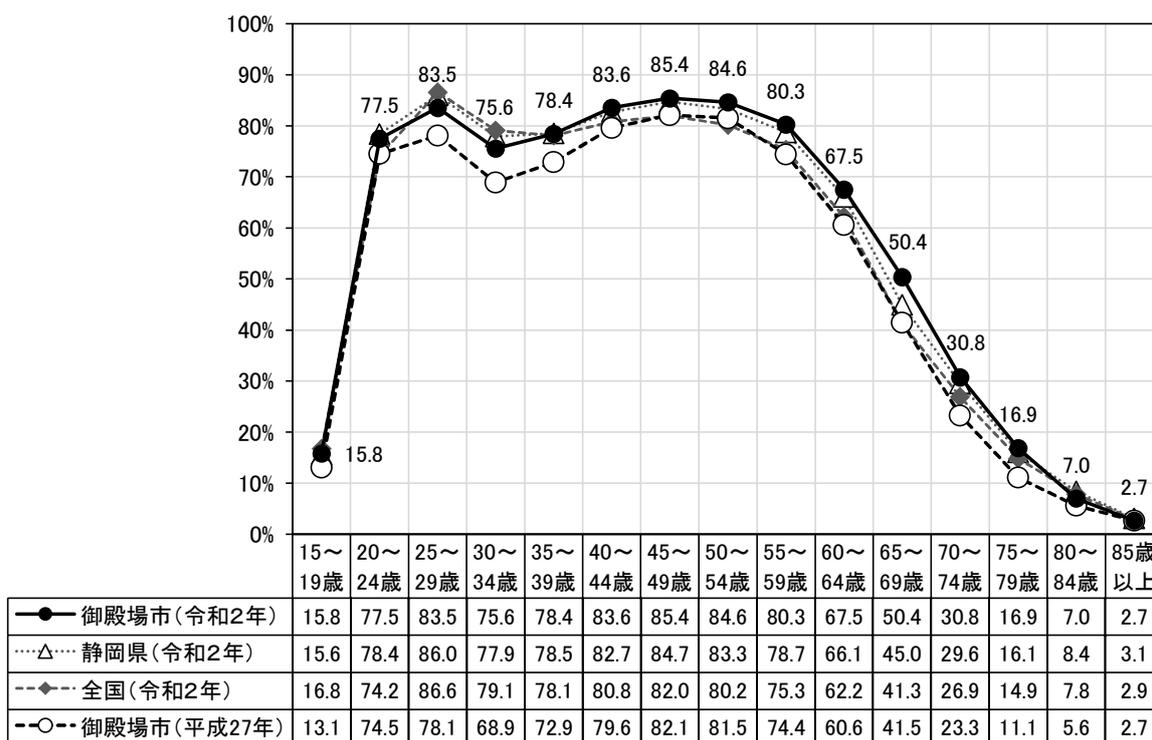
資料：国勢調査

令和2年の国勢調査における女性の労働力率をみると、結婚、出産、育児のため一度就業を退き（30～39歳）、子育てが一段落したところに再び就業する（40歳以降）という、いわゆる「M字曲線」は見られますがなだらかに改善されつつあります。

全国や静岡県と比較すると、40～79歳までの労働力率は本市が上回っており、女性の就業が進んでいるといえます。

M字曲線の谷部分について、平成27年には13.2ポイントの差があったものの、令和2年には9.8ポイントに低下しており、結婚、出産、育児の中でも就業を継続する女性も増えてきているといえます。

### 〈女性の年齢別労働力率〉



資料：国勢調査

### 3 子育て支援に関する状況

#### (1) 教育・保育施設

本市の保育所は、令和6年度5月時点で公立保育所は8か所、私立保育所は5か所あり、入所率は公立で67.1%、私立で91.4%となっています。公立の入所率が減少傾向を示しているのに対し、私立の入所率は令和4年度以降横ばいで推移しています。

認定こども園は、令和6年度5月時点で公立の認定こども園は1か所、私立の認定こども園は6か所あり、入所率は公立で77.3%、私立で88.9%となっています。

幼稚園は、令和6年度5月時点で公立幼稚園は6か所、私立幼稚園は2か所あります。

在園率は公立、私立ともに減少傾向を示しており、令和6年度5月時点ではそれぞれ26.2%、58.1%となっています。なお、私学助成の私立幼稚園は令和6年度5月時点で1か所、在園率は69.3%と減少傾向となっています。

#### 〈保育所の利用児童数及び入所率（市外からの受託入所を含み市外への委託入所を含まない）〉

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	保育所(か所)	8	8	8	8	8
	利用定員数(人)	848	848	848	848	848
	入所児童数(人)	734	710	698	656	569
	入所率(%)	86.6	83.7	82.3	77.4	67.1
私立	保育所数(か所)	8	8	7	7	5
	利用定員数(人)	860	850	700	680	478
	入所児童数(人)	867	835	638	615	437
	入所率(%)	100.8	98.2	91.1	90.4	91.4

#### 〈認定こども園の利用児童数及び入所率（市外からの受託入所を含み市外への委託入所を含まない）〉

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	認定こども園数(か所)	1	1	1	1	1
	利用定員数※(人)	110	110	110	110	110
	入所児童数※(人)	87	81	77	83	85
	入所率(%)	79.1	73.6	70.0	75.5	77.3
私立	認定こども園(か所)	1	1	3	4	6
	利用定員数※(人)	332	352	604	694	922
	入所児童数※(人)	333	347	528	613	820
	入所率(%)	100.3	98.6	87.4	88.3	88.9

※1号認定から3号認定までの合計

#### 〈幼稚園の利用児童数及び在園率〉

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
新制度移行施設	公立	幼稚園数(か所)	7	7	7	6	6
		利用定員数(人)	1275	1275	1275	1275	1275
		在園児童数(人)	570	536	481	402	334
		在園率(%)	44.7	42.0	37.7	31.5	26.2
	私立	幼稚園数(か所)	0	1	1	1	1
		利用定員数(人)	0	125	125	105	105
		在園児童数(人)	0	99	90	74	61
		在園率(%)	—	79.2	72.0	70.5	58.1
私学助成	私立	幼稚園数(か所)	2	1	1	1	1
		定員数(人)	380	300	300	300	300
		在園児童数(人)	366	236	204	212	208
		在園率(%)	96.3	78.7	68.0	70.7	69.3

資料:保育幼稚園課 各年度5月1日現在

## (2) 地域型保育事業

本市の地域型保育事業は、小規模保育事業が行われています。

令和6年度5月時点で、小規模保育事業所は6か所あり、入所率は101.8%となっています。

〈地域型保育事業所の利用児童数及び入所率(市外からの受託入所を含み市外への委託入所を含まない)〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模保育事業(か所)	3	3	5	6	6
利用定員数(人)	56	56	95	114	114
入所児童数(人)	46	53	82	99	116
入所率(%)	82.1	94.6	86.3	86.8	101.8
事業所内保育事業(か所)	1	1	1	—	—
利用定員数(人)	11	11	11	—	—
従業員枠	11	11	11	—	—
地域枠	4	4	4	—	—
入所児童数(人)	6	5	5	—	—
従業員枠	6	5	5	—	—
地域枠	4	4	5	—	—
入所率(%)	66.7	60.0	66.7	—	—

資料: 保育幼稚園課 各年度5月1日現在

## (3) その他の保育サービス

その他の保育サービスとして、ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターについてみると、委託会員は横ばい、受託会員は増加傾向、委受託会員は減少傾向で推移しています。

利用件数は令和2年度から令和3年度にかけて大きく減少し、その後は横ばいで推移しています。

〈ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターの状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託会員(依頼会員)(人)	633	652	620	632	642
受託会員(提供会員)(人)	236	222	225	274	271
委受託会員(両方会員)(人)	104	100	106	67	71
利用件数(件)	5,925	5,014	3,558	3,747	3,786

資料: 主要施策報告 各年度5月1日現在

## (4) 小学校

小学校数は、令和6年度5月時点で11校(分校含む。)となっています。児童数は、年度・学年による増減はありますが、全体として合計人数は減少しています。

〈小学校数・小学校児童数〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数(校)(分校含む)	11	11	11	11	11
1年生(人)	778	723	722	647	656
2年生(人)	766	762	720	709	640
3年生(人)	790	754	734	705	699
4年生(人)	807	779	728	730	694
5年生(人)	839	794	768	715	727
6年生(人)	866	829	778	754	712
合計	4,846	4,641	4,450	4,260	4,128

資料: 学校教育課 各年度5月1日現在

## (5) 放課後児童クラブ、放課後こども教室

放課後児童クラブのクラブ数は、公立児童クラブが減少、民間児童クラブが増加しており、令和6年度5月時点で、それぞれ17か所、15か所となっています。

定員数もクラブ数と同様の傾向にあり、令和6年度5月時点で、公立児童クラブは定員698人（令和2年度比0.9倍）、民間児童クラブは定員724人（令和2年度比1.6倍）となっています。

### 〈放課後児童クラブの在籍児童数及び利用率〉

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	児童クラブ数(か所)	20	19	19	17	17
	定員数(人)	780	746	746	698	698
	在籍児童低学年(人)	663	627	603	591	586
	在籍児童高学年(人)	66	56	54	52	74
	在籍児童合計(人)	729	683	657	643	660
	利用率(%)	93.5	91.6	88.1	92.1	94.6
民間	児童クラブ数(か所)	9	12	14	15	15
	定員数(人)	462	472	655	706	724
	在籍児童高学年(人)	269	317	404	403	408
	在籍児童低学年(人)	73	115	151	176	193
	在籍児童合計(人)	342	432	555	579	601
	利用率(%)	74.0	91.5	84.7	82.0	83.0

資料：子育て支援課 各年度5月1日現在

放課後こども教室は、令和6年度5月時点で、市内10校区中8校区で開校しています。半数が放課後児童クラブと一体型の教室となっています。

### 〈放課後こども教室数〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども教室開校数(校区)	8	8	8	8	8
放課後児童クラブと一体型の教室数(人)	3	3	3	4	4

資料：社会教育課 各年度5月1日現在

## (6) 母子保健事業等

母子手帳の交付件数は、増減はあるものの減少傾向となっており、令和5年度は508件となっています。プレママ学級（妊婦教室）の参加者数は増加傾向となっており、令和5年度は延べ138人となっています。

乳幼児健康診査・相談事業に関して、健診の受診率は、令和元年度の2歳児健康相談の除くと、いずれの健診も概ね高い値となっています。

### 〈母子手帳の交付件数〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳の交付(件)	650	599	610	562	508

資料：主要施策報告 各年度3月31日現在

### 〈プレママ学級（妊婦教室）の参加者数〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(延)(人)	97	105	119	147	138

資料：主要施策報告 各年度3月31日現在

### 〈乳幼児健康診査・相談事業の状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
6か月児健康診査					
受診者(人)	648	627	565	584	515
受診率(%)	99.7	99.4	95.0	97.9	96.8
1歳6か月児健康診査					
受診者(人)	653	716	613	571	575
受診率(%)	97.3	97.1	98.5	98.1	97.4
2歳児健康相談					
受診者(人)	388	516	289	518	537
受診率(%)	54.7	74.1	80.1	88.4	89.4
2歳6か月児健康相談					
受診者(人)	—	—	225	432	441
受診率(%)	—	—	83.3	70.7	77.0
3歳児健康診査					
実施回数(回)	712	743	396	644	595
参加者数(人)	98.0	98.1	98.3	97.7	98.8
乳幼児健康相談					
実施回数(回)	11	11	12	12	11
相談者数(延)(人)	768	183	396	366	392

資料:主要施策報告 各年度3月31日現在

### 〈育児支援事業の状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ハローベビー学級(両親学級)					
実施回数(回)	5	7	6	6	6
参加者数(人)	126	158	108	174	149
4か月ベビー教室(令和4年度まで赤ちゃんセミナー・離乳食講習会)					
実施回数(回)	23	19	12	12	12
参加者数(人)	334	184	185	174	188
幼児事後指導					
実施回数(回)	11	7	5	6	12
参加者数(実)(人)	30	28	7	15	17
1歳からの離乳食教室					
実施回数(回)	10	中止	中止	中止	3
参加者数(人)	58	中止	中止	中止	16
離乳食相談					
実施回数(回)	—	10	7	11	12
参加者数(実)(人)	—	37	37	93	103

資料:主要施策報告 各年度3月31日現在

### 〈訪問指導の状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新生児訪問(件)	591	599	571	538	505
未熟児訪問(件)	22	14	26	11	14
乳幼児訪問(件)	65	86	120	130	120

資料:主要施策報告 各年度3月31日現在

### 〈食育推進事業の状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
おやこ食育教室					
実施回数(回)	1	中止	中止	中止	1
参加者数(人)	親 10 子 12	中止	中止	中止	親 8 子 10

資料:主要施策報告 各年度3月31日現在

## (7) その他

家庭児童相談の合計件数は、令和元年度から令和2年度にかけて約700件増加し、その後は約2,300件前後で推移しており、令和5年度は2,339件となっています。

### 〈家庭児童相談 相談件数の推移〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性格・生活習慣等(件)	31	78	48	179	112
知能・言語(件)	9	11	5	1	3
学校生活(件)	111	158	149	119	139
非行(件)	15	12	9	4	21
虐待(件)	682	773	969	1,118	1,042
家族関係(件)	57	106	103	46	56
環境福祉(件)	692	1,106	1,027	635	869
心身障害(件)	88	124	114	33	32
その他(件)	22	27	23	75	65
合計	1,707	2,395	2,447	2,210	2,339

資料: 主要施策報告 各年度3月31日現在

### 〈発達相談センターの相談件数の推移〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数(件)	1,662	1,164	1,673	1,670	1,545

資料: 主要施策報告 各年度3月31日現在

### 〈民生委員児童委員の状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員児童委員による相談件数(件)	168	89	119	103	127
民生委員児童委員数(主任児童委員を含む)(件)	153	152	152	155	155
男性委員数(人)	64	65	64	61	61
女性委員数(人)	89	87	88	94	94

資料: 社会福祉課 各年度3月31日現在

### 〈地域活動の実施状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボーイスカウト					
団体数(団体)	5	4	4	4	4
人数(人)	111	91	86	79	76
ガールスカウト					
団体数(団体)	2	2	2	2	2
人数(人)	90	86	84	82	79
スポーツ少年団					
団体数(団体)	20	19	20	18	16
人数(人)	421	358	368	355	297
子育てサロン					
団体数(団体)	30	30	30	31	31

資料: 社会教育課、市民スポーツ課、子育て支援課(子ども家庭センター) 各年度4月1日現在  
(スポーツ少年団は各年度8月31日現在、子育てサロンは各年度1月1日現在)

## 4 御殿場市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果からみる教育・保育事業等に対するニーズ

### (1) 調査の概要

#### ①目的

第三期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画で確保を図るべき教育・保育その他の子育て支援の「量の見込み」を算出するため、小学生までの子どもの保護者を対象に、教育・保育その他の子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的に調査を行いました。

#### ②調査設計

	未就学児調査	就学児童
調査対象	市内に在住(令和5年11月30日現在)する就学前の子どもの保護者	市内に在住(令和5年11月30日現在)する小学校就学児童の保護者
標本数	1,300人	1,000人
回収数	756件	625件
回収率	58.2%	62.5%
調査方法	WEB調査(調査依頼文を郵送配布し、WEB上で回答)	
調査期間	令和6年2月15日(木)から3月11日(月)まで	

#### ③調査回答者の子どもの年齢・学年

項目		合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
未就学児童	対象者数(人)	1,300	184	212	221	219	220	244
	回答者数(人)	756	116	112	127	128	121	147
	構成比(%)	100.0	15.3	14.8	16.8	16.9	16.0	19.4
	回収率(%)	58.2	63.0	52.8	57.5	58.4	55.0	60.2
項目		合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
就学児童	対象者数(人)	1,000	157	164	168	164	170	177
	回答者数(人)	625	107	97	107	102	96	116
	構成比(%)	100.0	17.1	15.5	17.1	16.3	15.4	18.6
	回収率(%)	62.5	68.2	59.1	63.7	62.2	56.5	65.5

※未就学児童の年齢は、回答者数756人のうち、5人が不備回答

#### ④調査結果の見方

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。

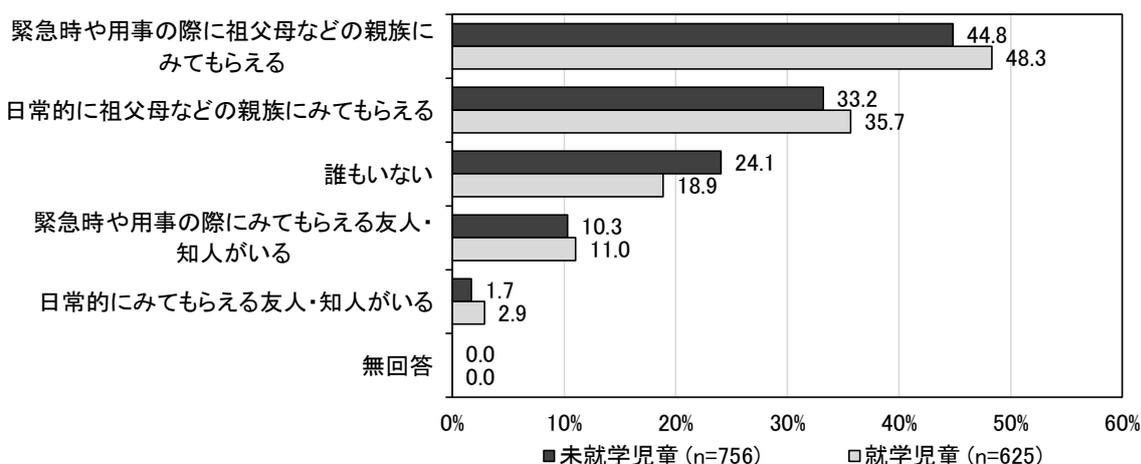
## (2) 調査結果の概要

### ①日ごろ、子どもをみてもらえる人について

未就学児童、就学児童ともに「緊急時や用事の際に祖父母などの親族にみてもらえる」が最も多く（未就学児童：44.8%、就学児童：48.3%）、次いで、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」となっています（未就学児童：33.2%、就学児童：35.7%）。

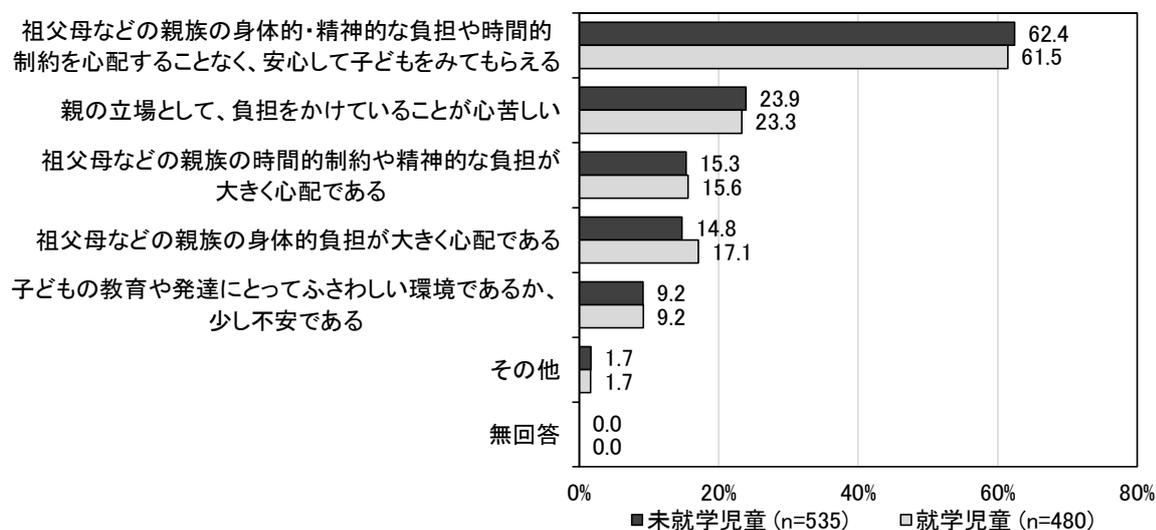
未就学児童、就学児童ともに、「誰もいない」が2割前後となっています（未就学児童：24.1%、就学児童：18.9%）。

#### <日ごろ、子どもをみてもらえる人>



祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況について、未就学児童、就学児童ともに「祖父母などの親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多くなっています（未就学児童：62.4%、就学児童：61.5%）。

#### <祖父母などの親族に子どもをみてもらっている状況>

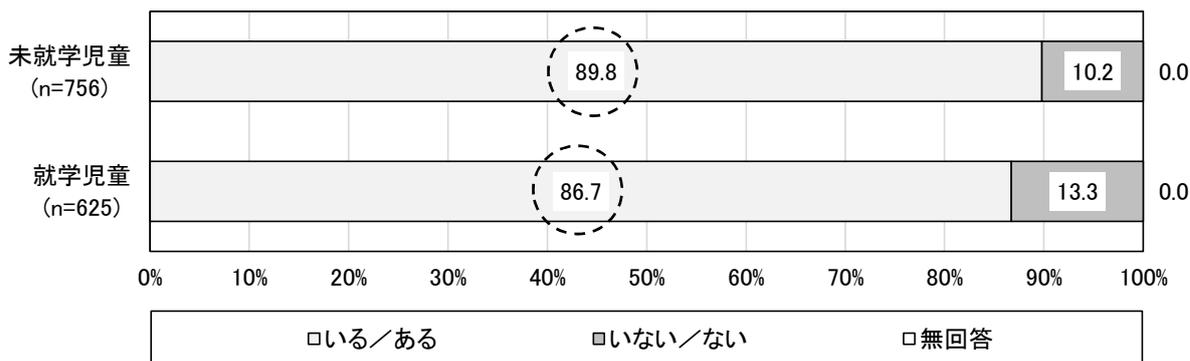


## ②子育てについて相談できる人（場所）について

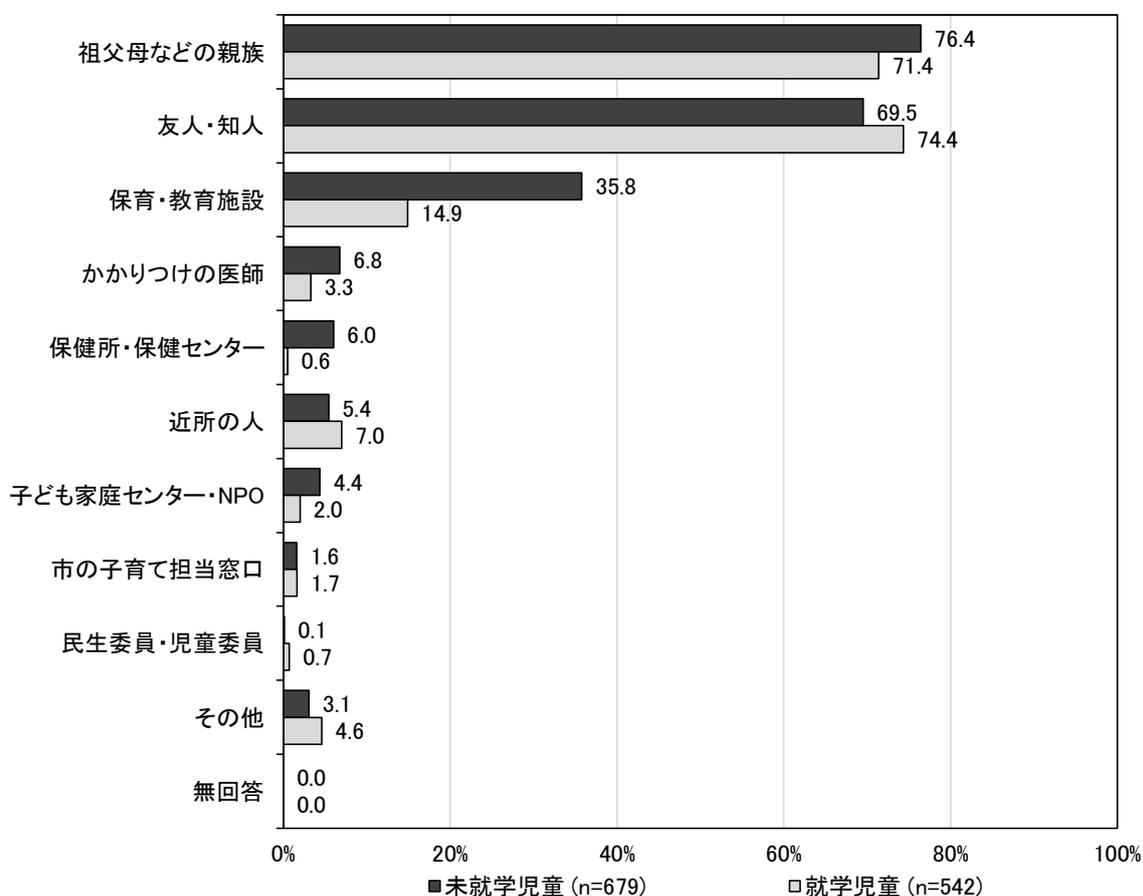
未就学児童、就学児童ともに「いる／ある」は8割以上（未就学児童：89.8%、就学児童：86.7%）を占めています。

「いる／ある」と答えた人の相談先は、「祖父母などの親族」「友人・知人」が多く、次いで「保育所」や「幼稚園」「学校」などの保育・教育施設となっており、公的機関と答えた人は低い結果となっています。

### <子育てについて気軽に相談できる人（場所）の有無>



### <相談先>

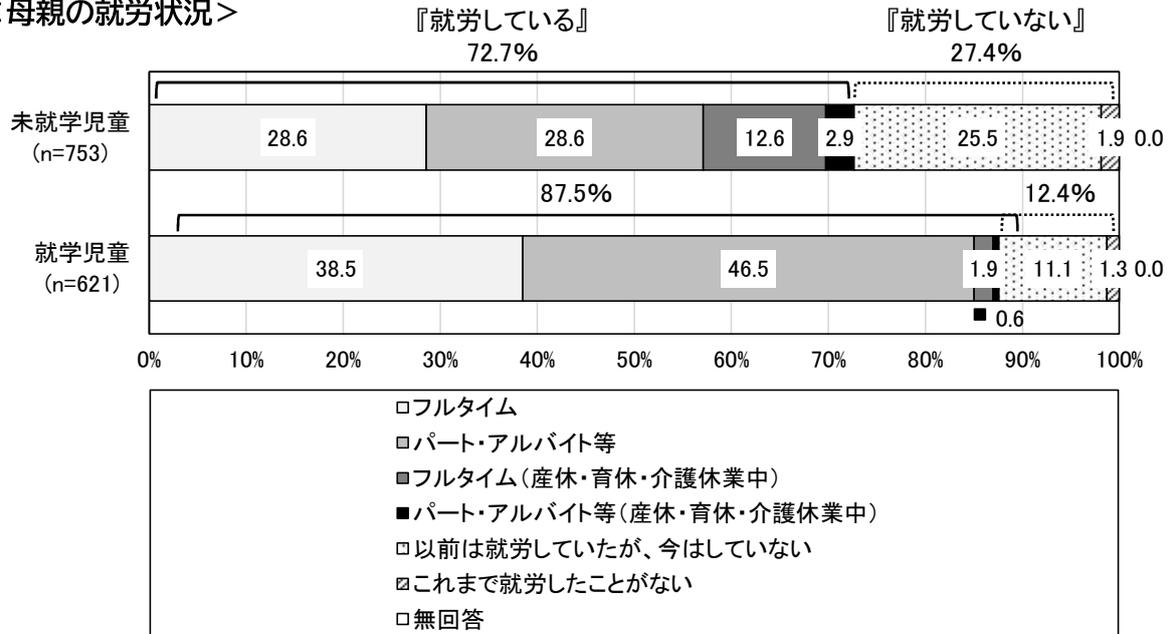


### ③母親の就労状況について

未就学児童では「フルタイム」「パート・アルバイト等」が、就学児童では「パート・アルバイト等」が最も高い割合を占めています。

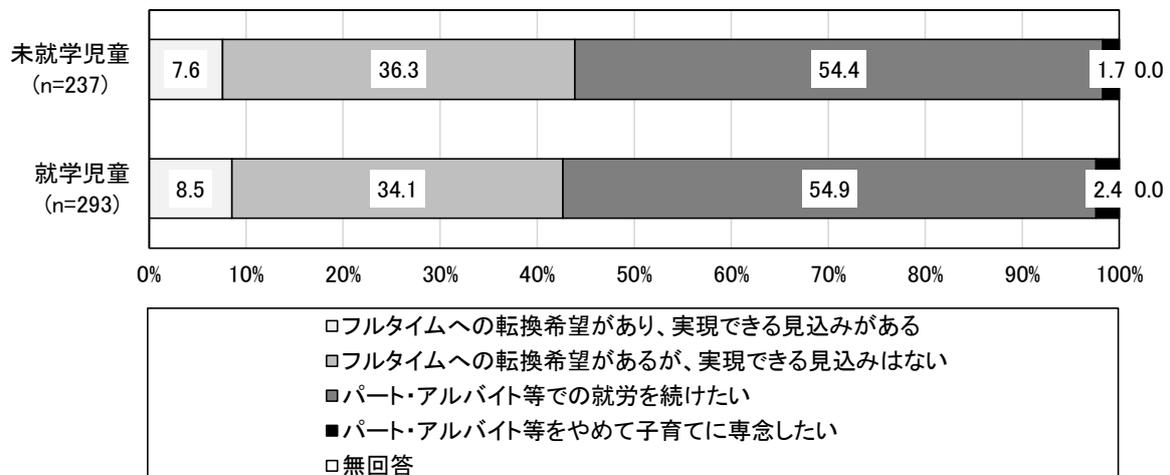
前回調査と比較して、産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している』割合は、未就学児童で66.7%→72.7%、就学児童で81.1%→87.5%と、いずれも増加しています。

#### <母親の就労状況>



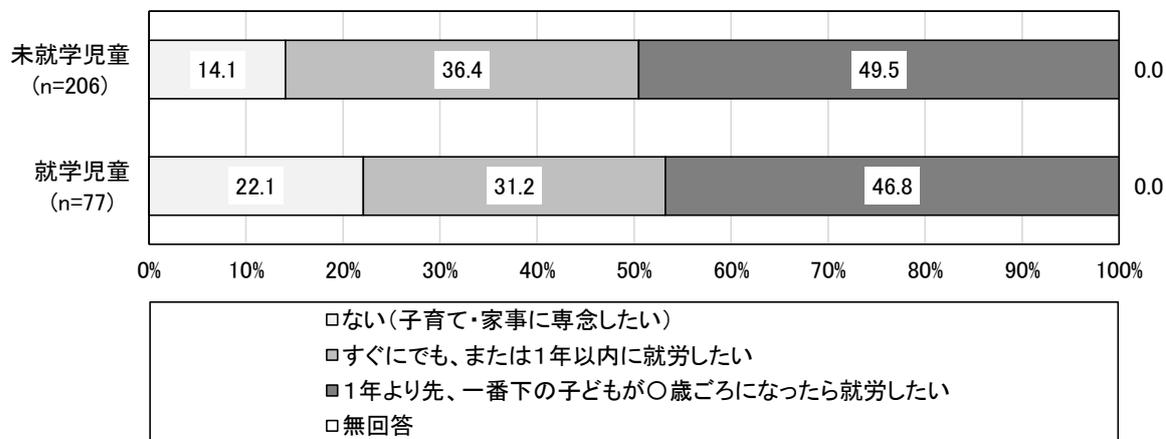
パート・アルバイト等で就労している人のフルタイム就労への転換希望について、未就学児童、就学児童ともに4割以上であり、就学児童に比べると未就学児童がやや上回っています。

#### <フルタイム就労への転換希望（パート・アルバイト就労者）>



就労していない母親の今後の就労希望は、未就学児童で合計85.9%、就学児童で合計78.0%を占め、未就学児童の就労希望者が就学児童より高い割合となっています。

<今後の就労希望（未就労者）>



#### ④育児休業の取得状況

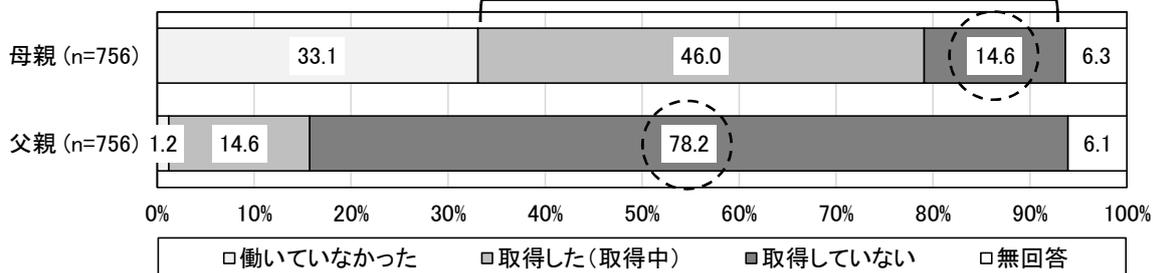
育児休業を取得した人は、母親では4割以上（46.0%）であるのに対し、父親では2割未満（14.6%）となっていますが、前回調査と比較すると、母親、父親ともに増加しています（母親：34.4%→46.0%、父親：3.2%→14.6%）。

取得していない人の理由をみると、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」が2割以上（25.5%）で最も多く、父親は「仕事が忙しかった」（47.2%）や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」（41.3%）が4割以上を占めています。

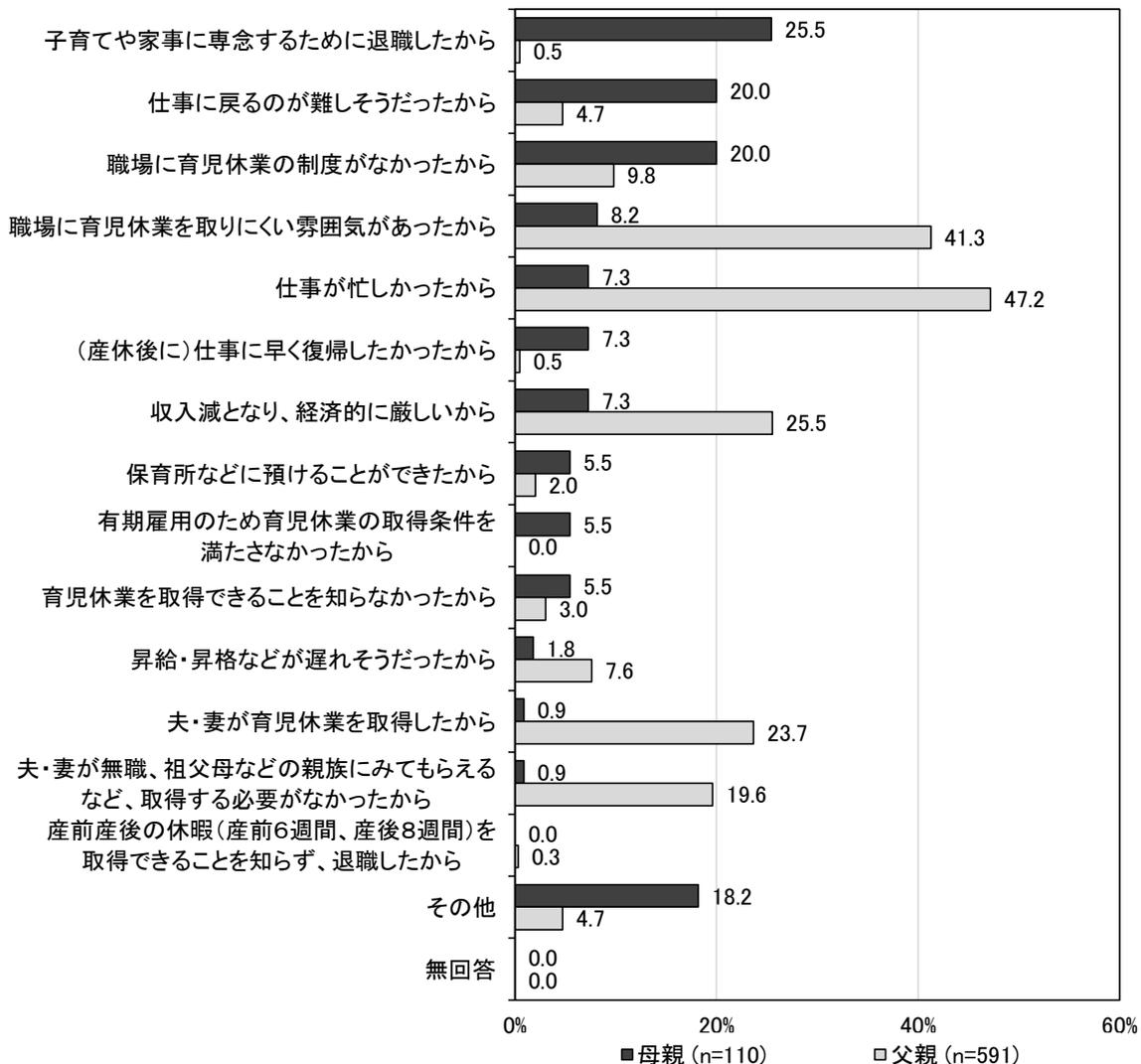
母親が育児休業を取得しない理由で「職場に育児休業の制度がなかった」と回答した人は、前回調査と比較すると減少しています（30.8%→20.0%）。

#### <育児休業の取得状況>

働いていた母親のうち、取得した人は76.0%（父親は15.7%）



#### <育児休業を取得していない理由>

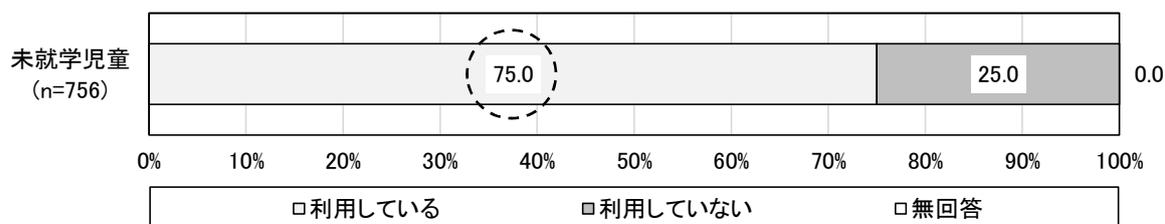


## ⑤平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況

子どもの平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況について、「利用している」が7割以上を占めています（75.0%（前回調査比-4.0%））。

利用している事業は、「幼稚園」と「保育所」が前回調査よりも減少しており（幼稚園：31.5%→27.9%、保育所：55.5%→45.9%）、「認定こども園」は前回調査よりも増加しています（11.0%→24.7%）。

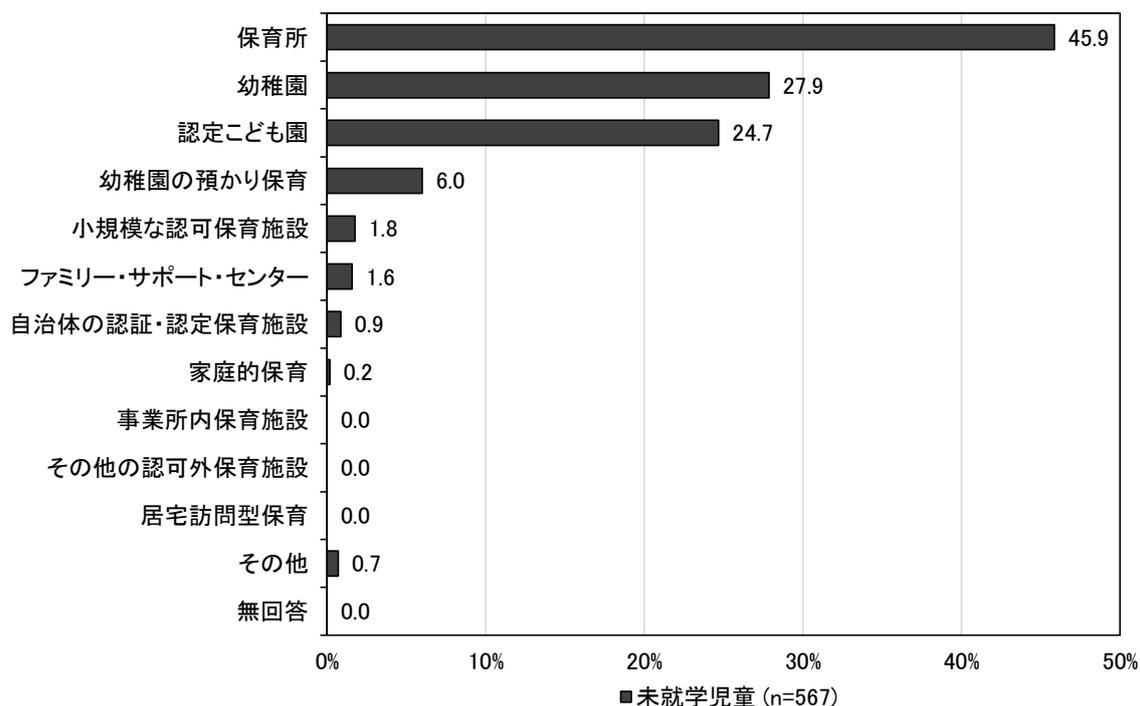
### <平日の定期的な教育・保育の事業の利用の有無>



※「定期的な教育・保育の事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す

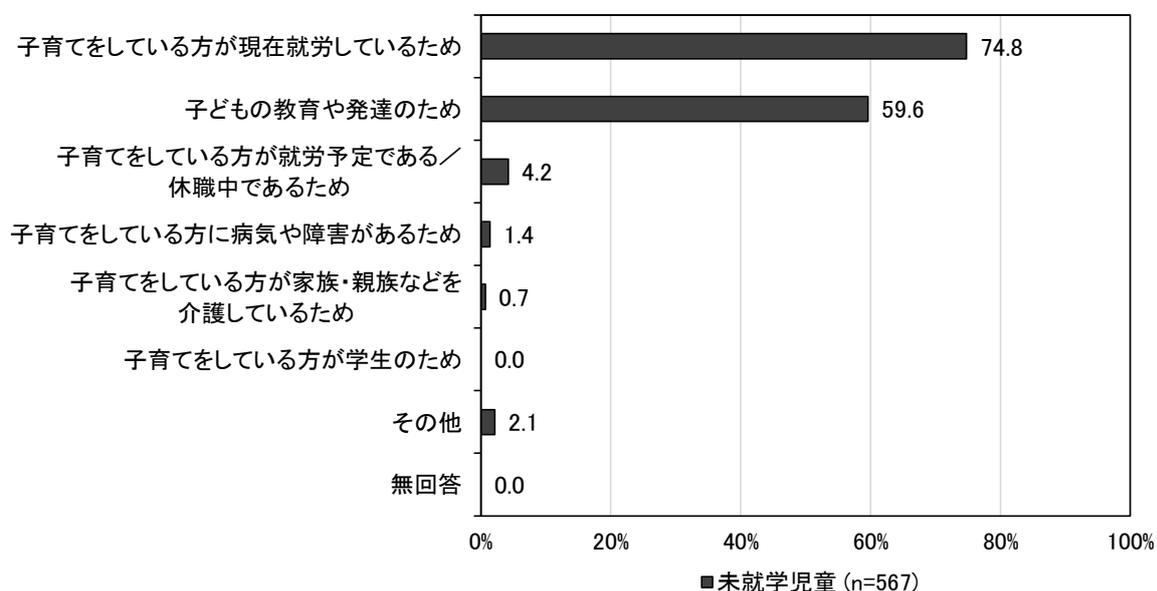


### <利用している教育・保育の事業>



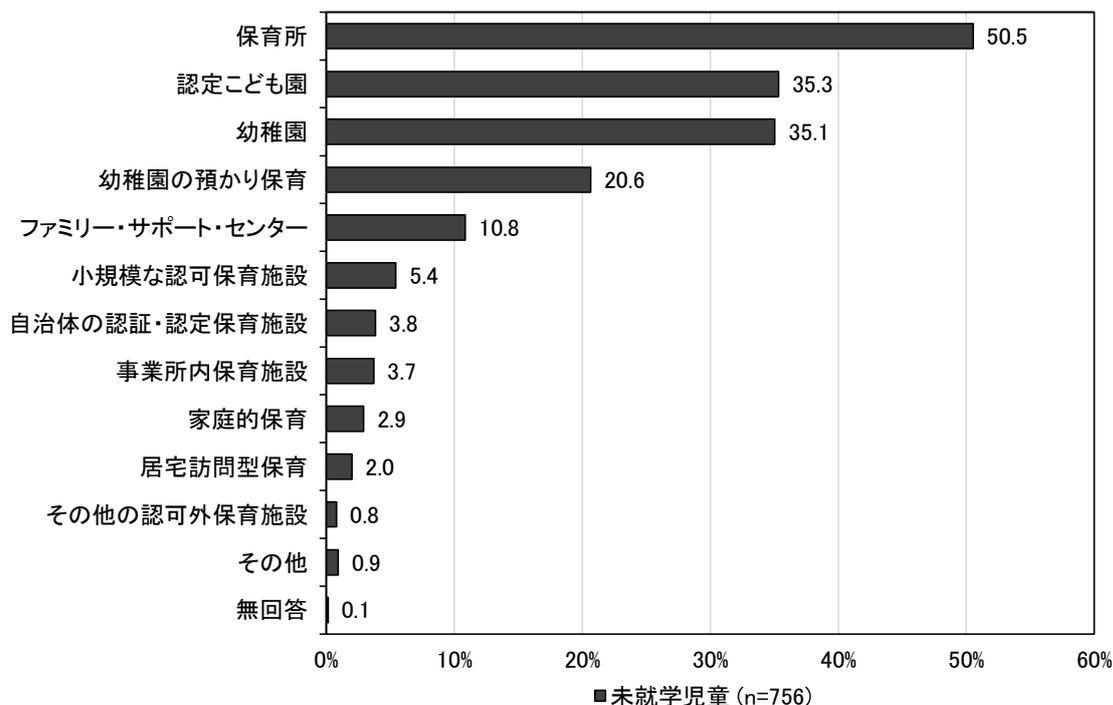
利用している理由について、「子育てをしている方が現在就労しているため」が7割以上を占めています（74.8%（前回調査比+7.5%））。

### <定期的な教育・保育の事業を利用している理由>



平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向について、前回調査と比較すると、「幼稚園」と「保育所」が減少し（幼稚園：42.6%→35.1%、保育所：59.6%→50.5%）、「認定こども園」の利用希望が増加しています（25.8%→35.3%）。

### <平日の教育・保育事業として「定期的」に利用したいと考える事業>



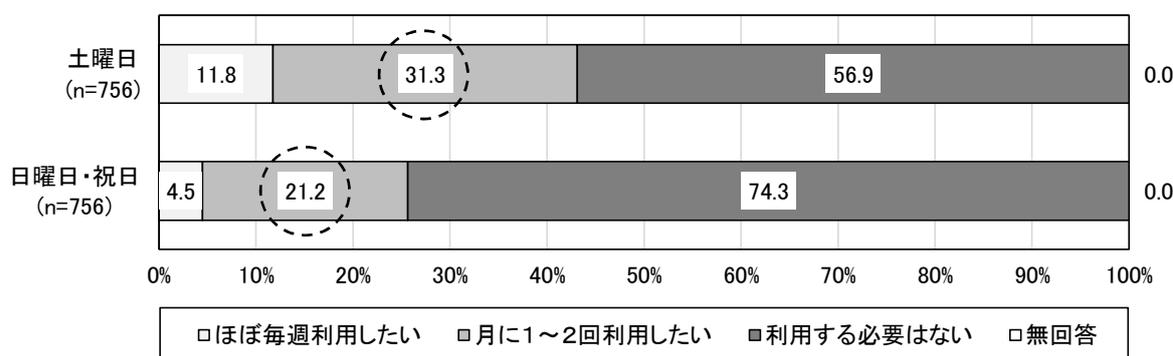
## ⑥土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用について

土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用意向について、「利用する必要はない」が最も多く（土曜日：56.9%、日曜日・祝日：74.3%）、前回調査とは大きな差異はありません（前回調査比：土曜日+2.2%、日曜日・祝日+1.8%）。

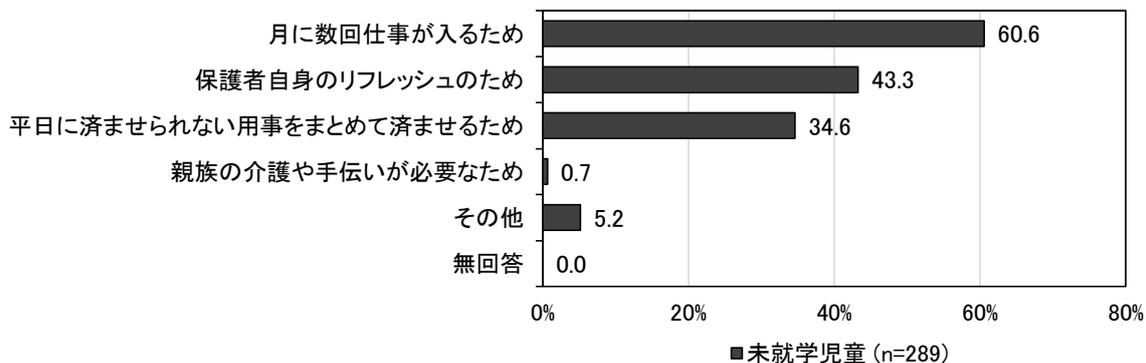
利用意向のある人のうち、月に1～2回利用したい人は土曜日で約3割（31.3%）、日曜日・祝日で約2割（21.2%）を占めています。

毎週ではなく月に1～2回は利用したい理由としては、「月に数回仕事が入るため」が約6割を占め（60.6%（前回調査比-8.2%））、就労形態に応じて教育・保育の事業への利用ニーズが変わることが分かります。

### <土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向>



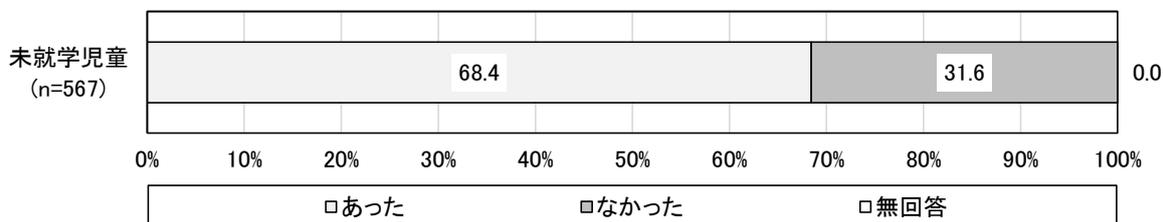
### <土曜日や日曜日・祝日に、毎週ではなく月に1～2回の教育・保育事業の利用を希望する理由>



## ⑦病児・病後児保育について

平日の定期的な教育・保育事業を利用している人で、過去1年間に子どもが病気やケガで利用できなかったことについては、「あった」が6割以上を占めています(68.4%)。

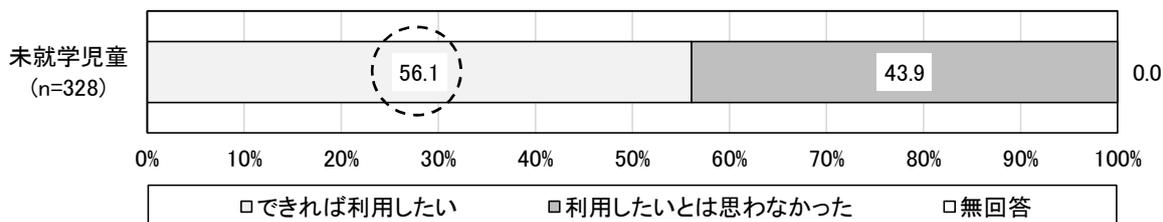
### <病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった場合の有無>



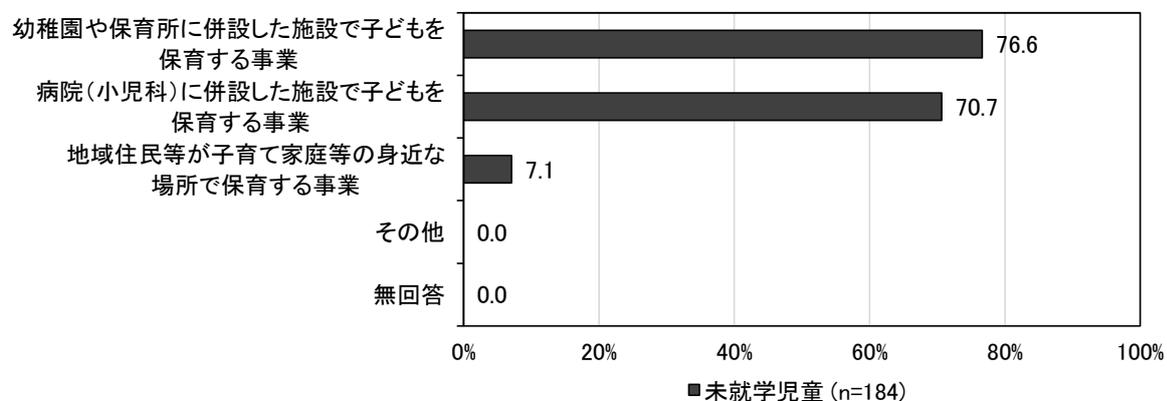
病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「できれば利用したい」が「利用したいとは思わなかった」を上回る結果となっています。

利用意向のある人が利用したい事業形態は、「幼稚園や保育所に併設した施設で子どもを保育する事業」「病院（小児科）に併設した施設で子どもを保育する事業」がそれぞれ7割以上を占めています。

### <病児・病後児保育施設等の利用希望の有無>



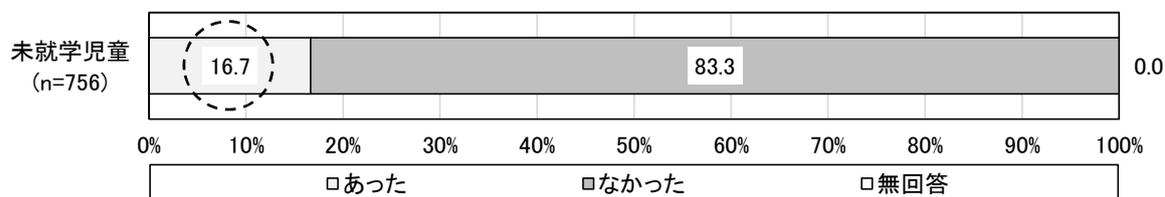
### <病児・病後児保育事業で希望する事業形態>



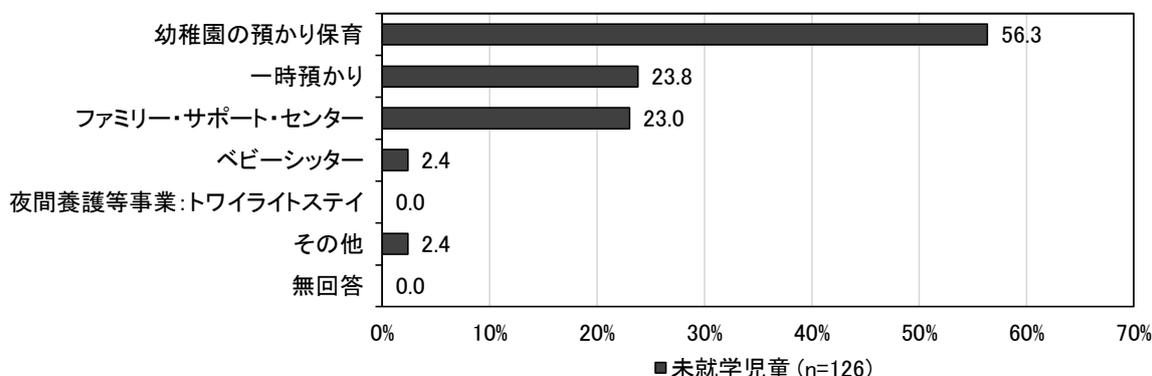
## ⑧不定期での教育・保育事業について

不定期での教育・保育事業の利用状況について、「なかった」が8割以上を占めており（83.3%）、利用している事業については、「幼稚園の預かり保育」が5割以上で最も多くなっています（56.3%）。

### <利用状況>



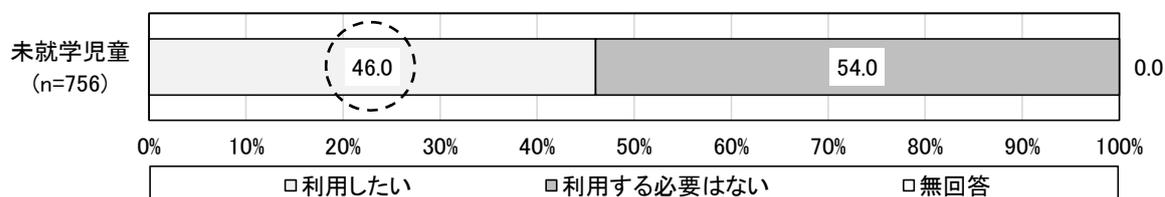
### <利用事業>



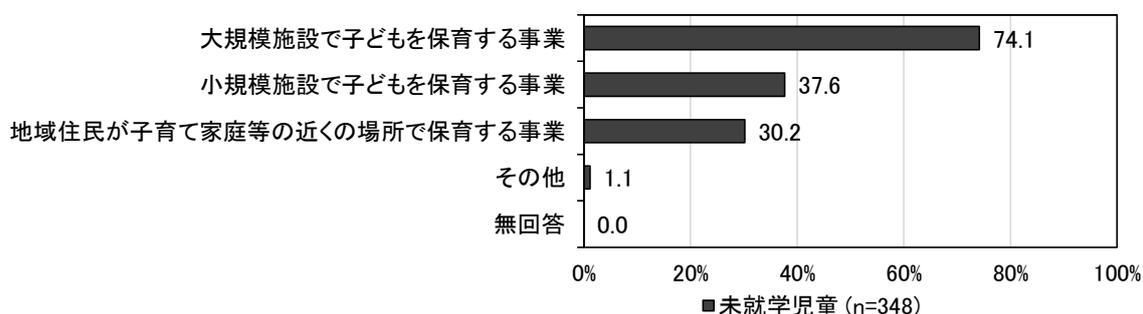
今後の利用意向については、「利用する必要はない」が「利用したい」を上回っているものの、利用意向のある人が4割以上（46.0%）を占めています。

希望する事業形態は、「大規模施設で子どもを保育する事業」が7割以上を占めています（74.1%）。

### <不定期での教育・保育の利用意向>



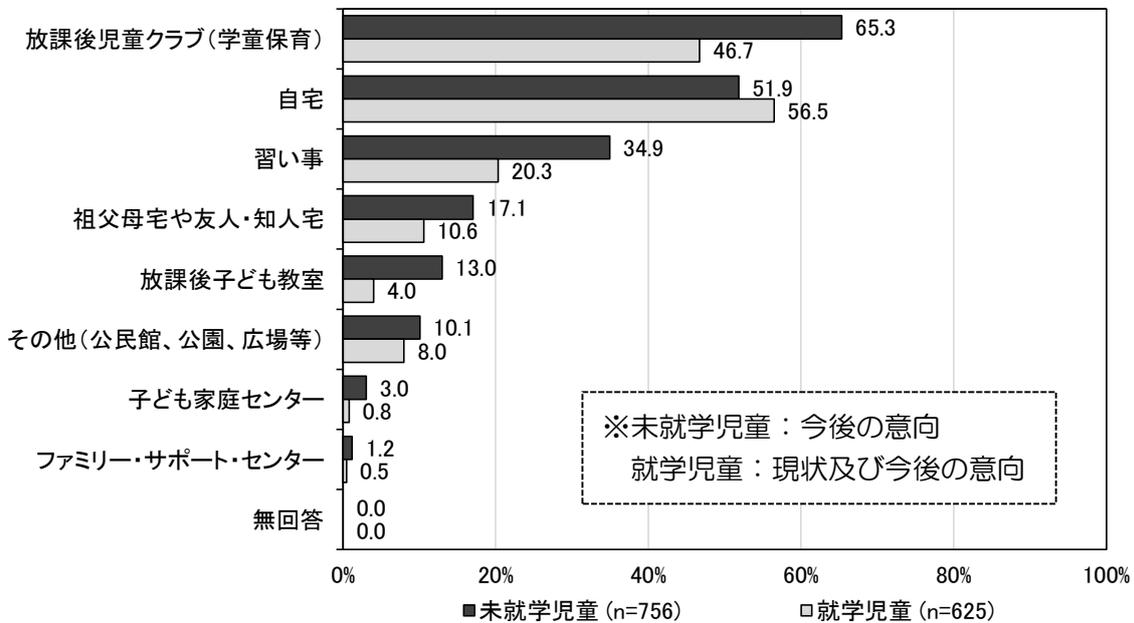
### <子どもを預ける場合に希望する事業形態>



### ⑨放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況・利用意向について

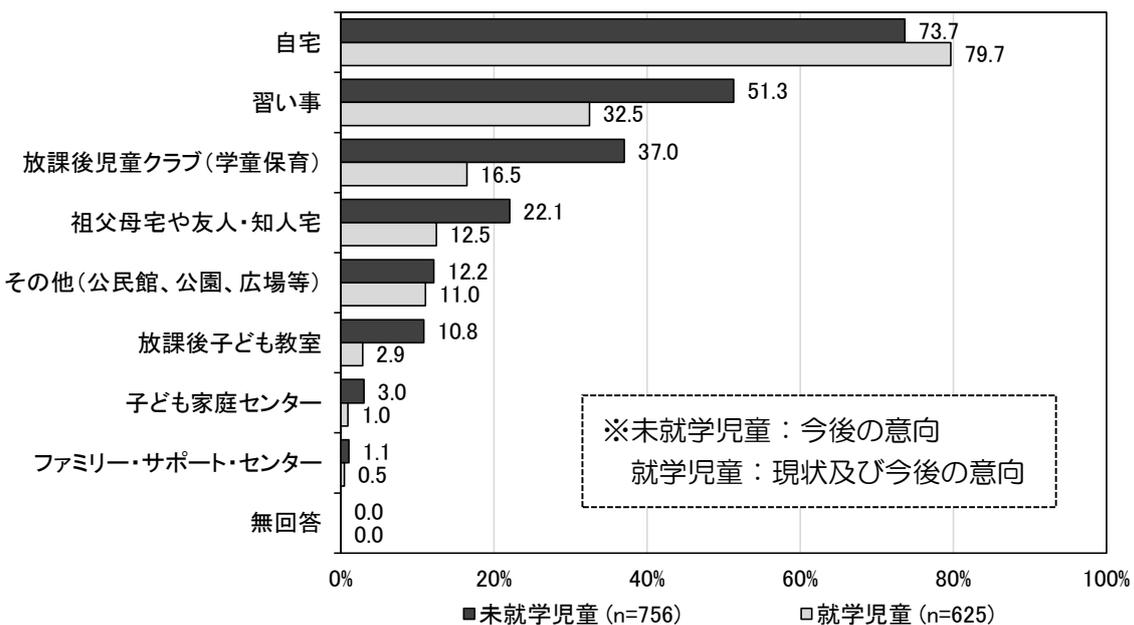
小学校低学年時の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は、前回調査と比較して増加しており、未就学児童では+10.0%（55.3%→65.3%）、就学児童では+7.0%（39.7%→46.7%）となっています。

#### <放課後の過ごし方（小学校低学年）>



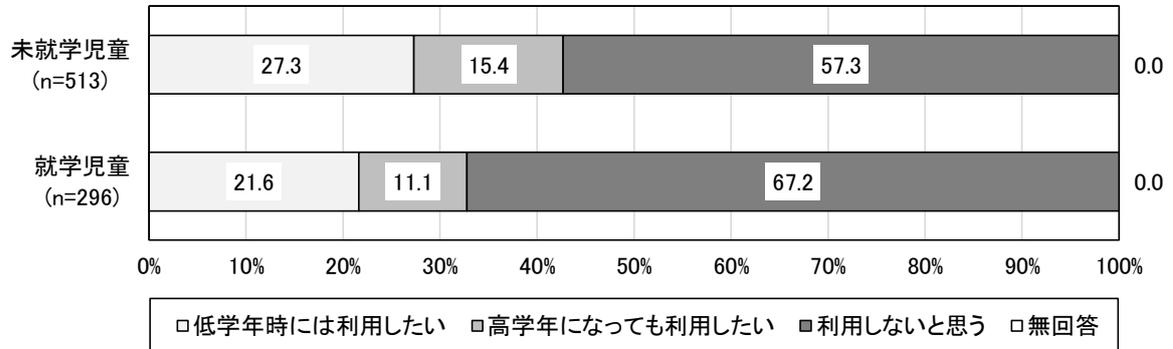
小学校高学年時の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は、前回調査と比較して増加しており、未就学児童では+4.1%（32.9%→37.0%）、就学児童では+9.6%（6.9%→16.5%）となっています。

#### <放課後の過ごし方（小学校高学年）>



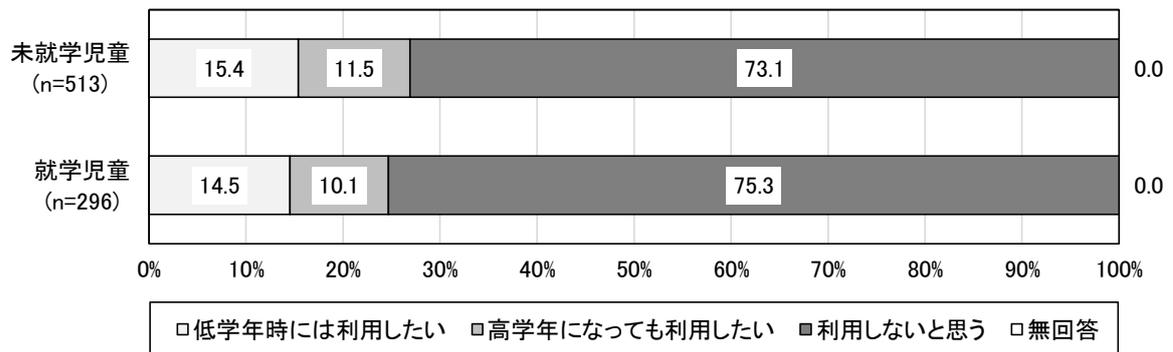
土曜日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向について、未就学児童、就学児童ともに「利用しないと思う」が半数以上を占めています（未就学児童：57.3%、就学児童：67.2%）。

<土曜日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向>



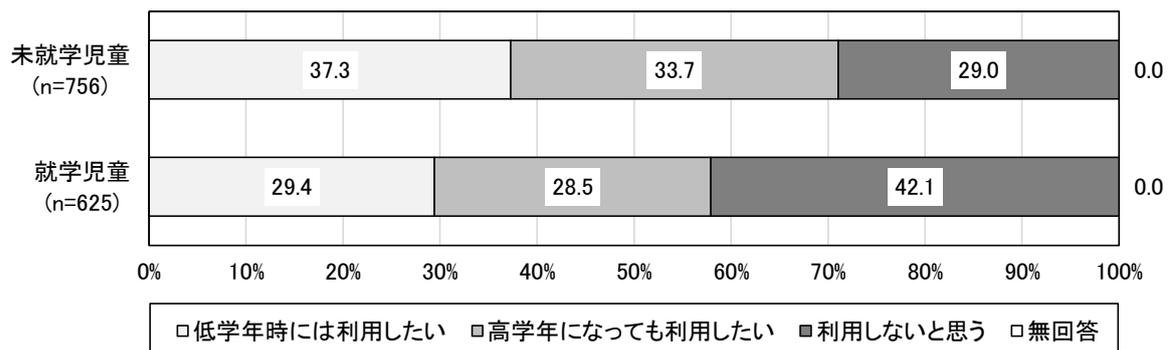
日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向について、未就学児童、就学児童ともに「利用しないと思う」が7割以上を占めています（未就学児童：73.1%、就学児童：75.3%）。

<日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向>



長期休暇期間中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向について、未就学児童では「低学年には利用したい」が最も多く（37.3%）、就学児童では「利用しないと思う」が最も多くなっています（42.1%）。

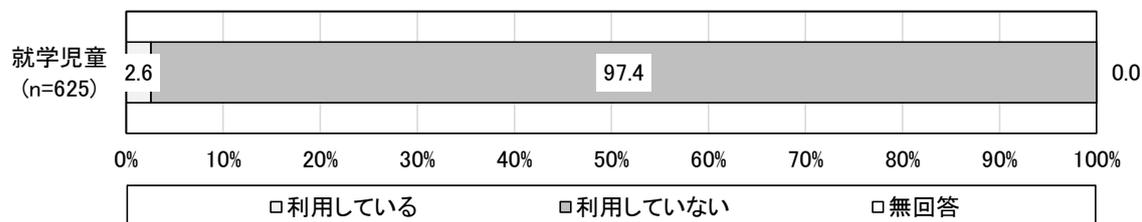
<長期休暇期間（夏休みや冬休み期間）中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向>



## ⑩ファミリー・サポート・センターについて

ファミリー・サポート・センターについて、「利用していない」が9割以上を占め（97.4%）、利用している人は2.6%（16人）となっています。

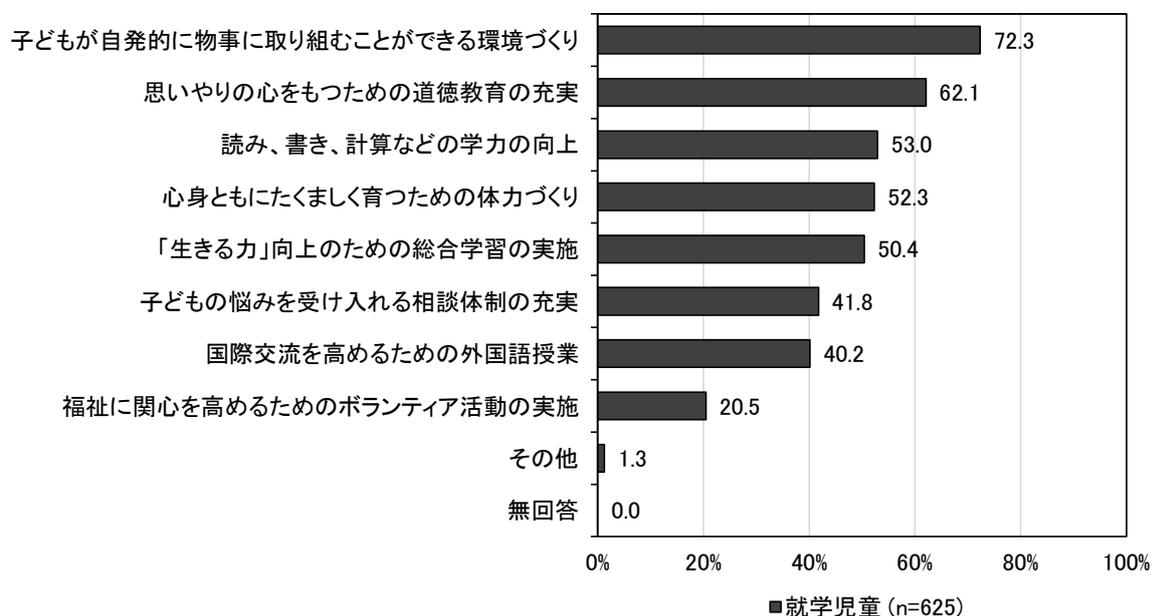
### <ファミリー・サポート・センターの利用状況>



## ⑪学校教育について

学校教育において、子どもの健全な育成のために今後取り組むべきだと思うことについて、「子どもが自発的に物事に取り組むことができる環境づくり」が7割以上を占めており（72.3%）、次いで割合の多い順に「思いやりの心をもつための道徳教育の充実」「読み、書き、計算などの学力の向上」「心身ともにたくましく育つための体力づくり」「“生きる力”向上のための総合学習の実施」で、いずれも5割以上を占めています。

### <学校教育で今後取り組むべきこと>



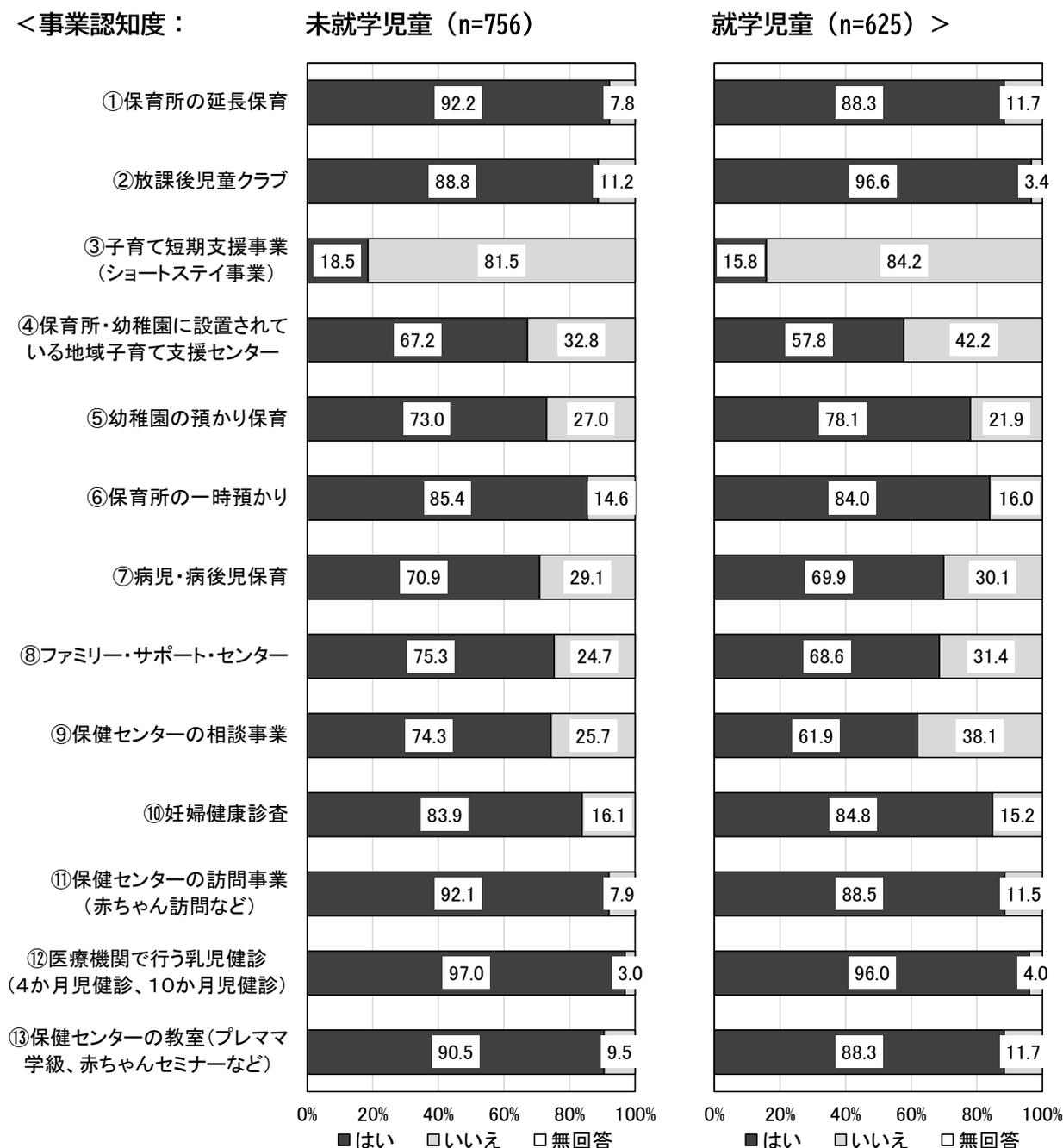
## ⑫子育て支援事業の認知度・利用意向について

### 【認知度】

事業の認知度について、未就学児童では「⑫医療機関で行う乳児健診（4か月児健診、10か月児健診）」が最も多く（97.0%）、就学児童では「②放課後児童クラブ」が最も多くなっています（96.6%）。

保育所や保健センターの事業に関しては、未就学児童を持つ保護者の方が就学児童を上回っており、「②放課後児童クラブ」などは、就学児童を持つ保護者の方が未就学児童を上回るなど、子どもの成長に応じたサービスの認知度がより高くなっています。

### <事業認知度：>



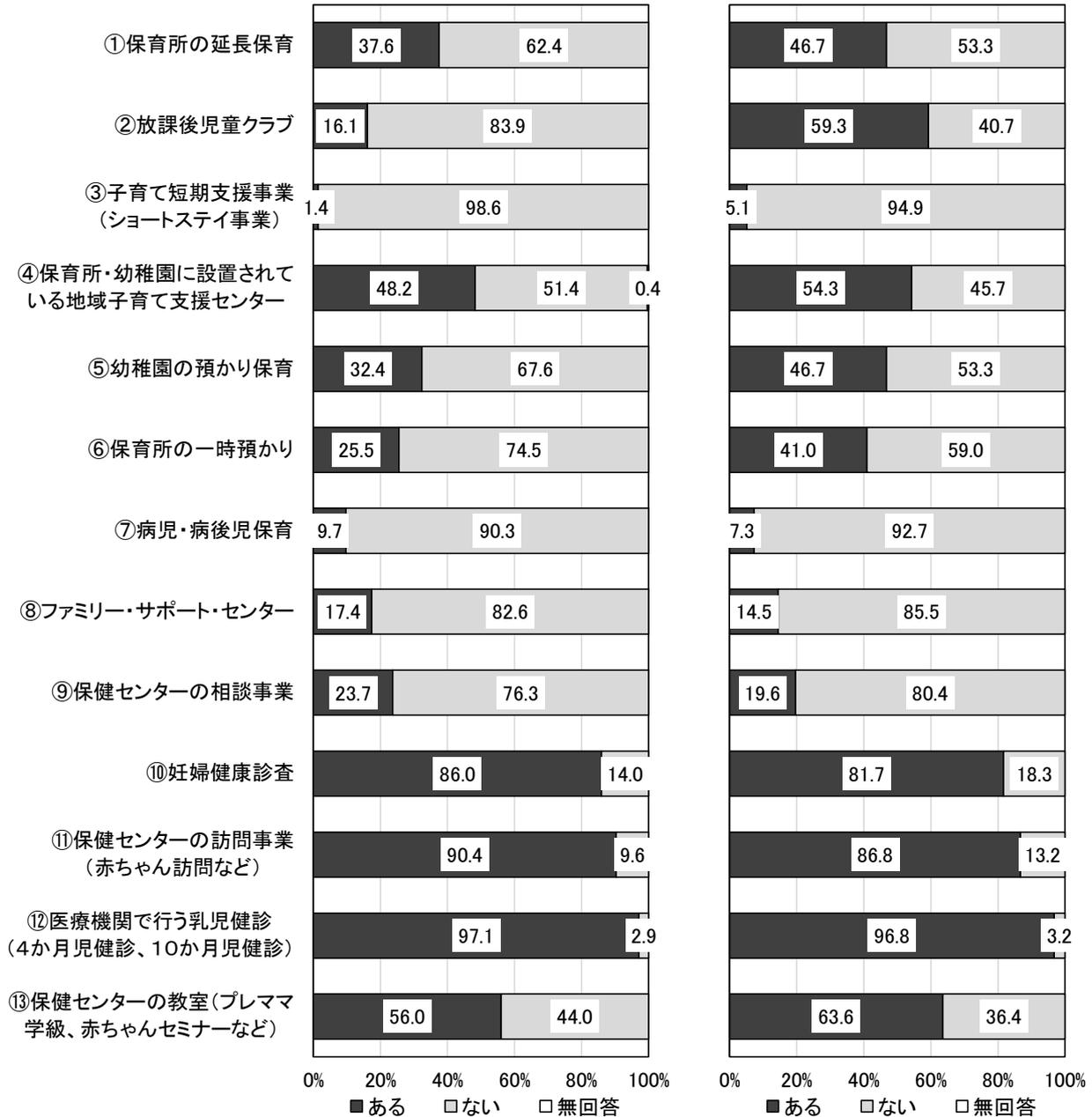
### 【事業の利用の有無】

事業の利用の有無について、未就学児童、就学児童ともに「⑩妊婦健康診査」「⑪保健センターの訪問事業（赤ちゃん訪問など）」「⑫医療機関で行う乳児健診（4か月児健診、10か月児健診）」を利用している割合が高くなっています。

保育所や幼稚園の事業や放課後児童クラブに関しては、就学児童を持つ保護者の方が未就学児童を上回る結果となっています。

<事業の利用の有無： 未就学児童（n=697）

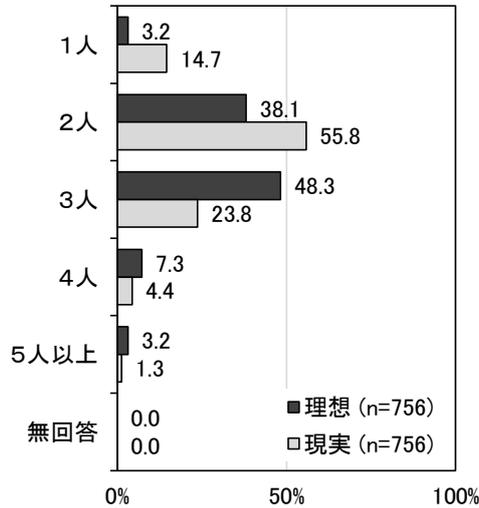
就学児童（n=552）>



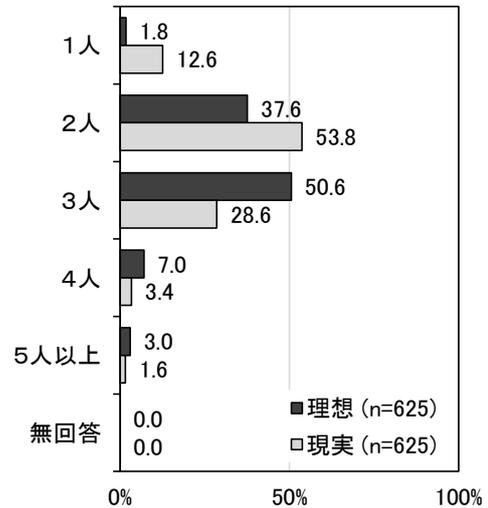
### ⑬子育てに関する一般的な事項について

子どもの人数の理想と現実的に子育てが可能な子どもの人数について、未就学児童、就学児童ともに理想では「3人」が約半数を占めています（未就学児童：48.3%、就学児童：50.6%）。一方で、現実的に子育てが可能な人数では「2人」が半数以上を占めています（未就学児童：55.8%、就学児童：53.8%）。

<子どもの人数： 未就学児童>

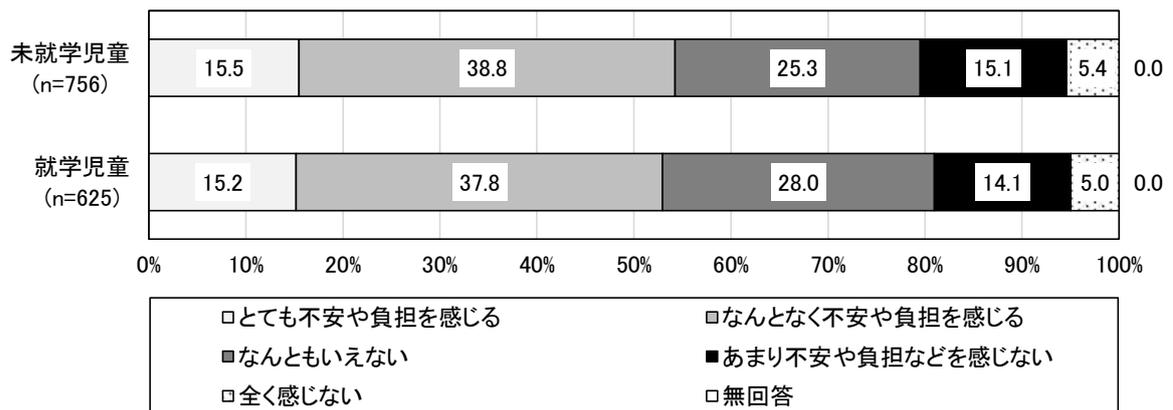


<就学児童>



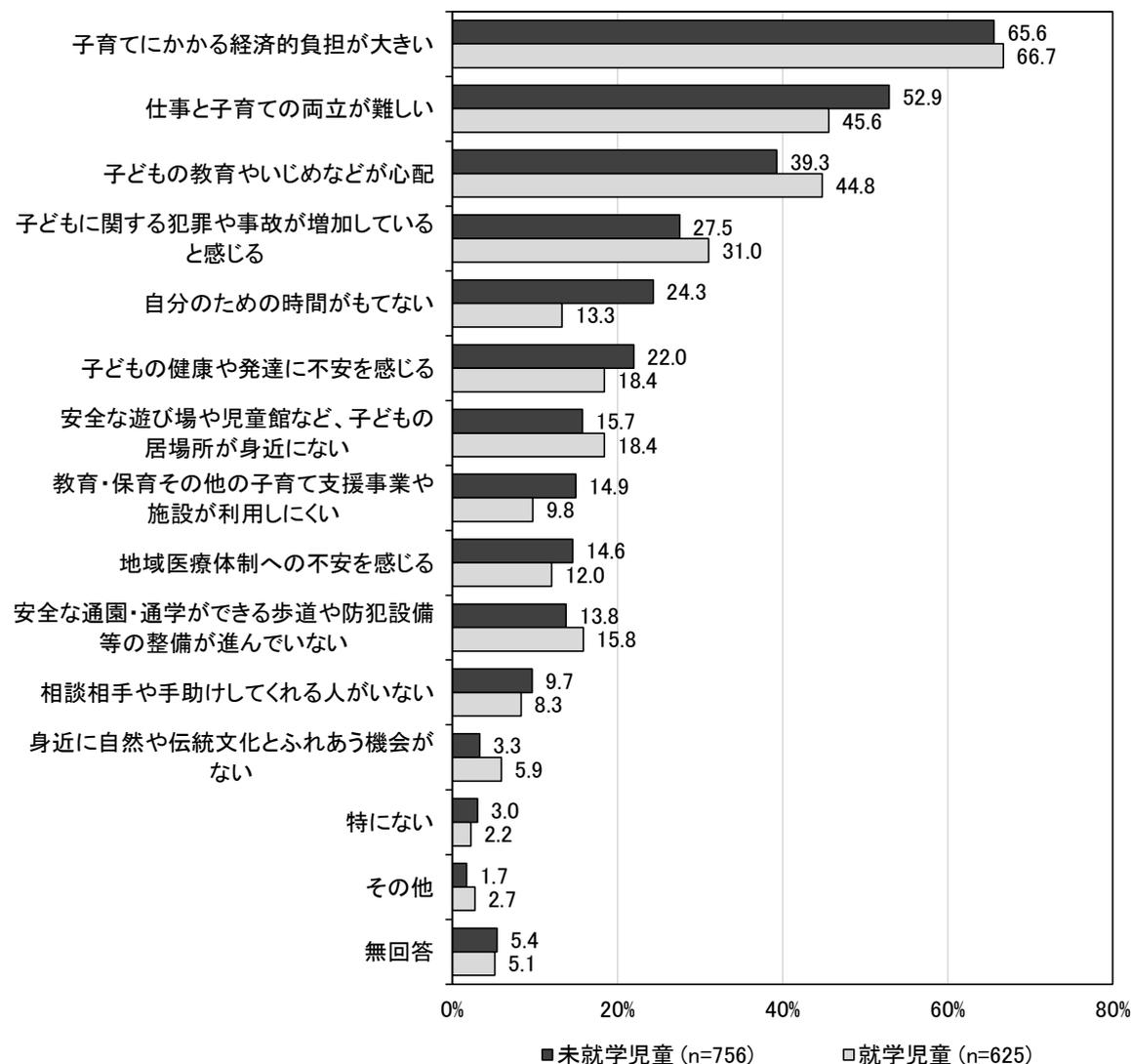
子育てに関する不安や負担について、未就学児童、就学児童ともに「なんとなく不安や負担を感じる」が約4割を占めています（未就学児童：38.8%、就学児童：37.8%）。

<子育てに関する不安や負担>



子育て上の不安や悩みについて、未就学児童、就学児童ともに「子育てにかかる経済的負担が大きい」が最も多く（未就学児童：65.6%、就学児童：66.7%）、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」となっています（未就学児童：52.9%、就学児童：45.6%）。

<子育てをする上での不安な点や悩んでいること>

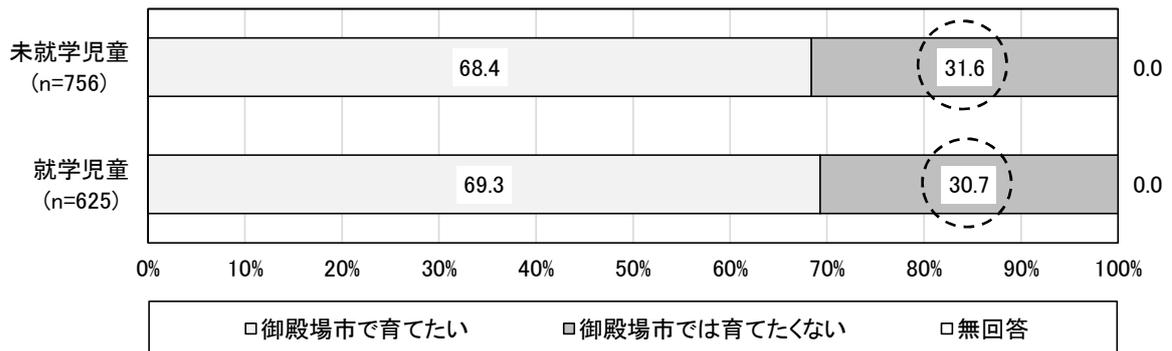


## ⑭子育て環境に対する評価について

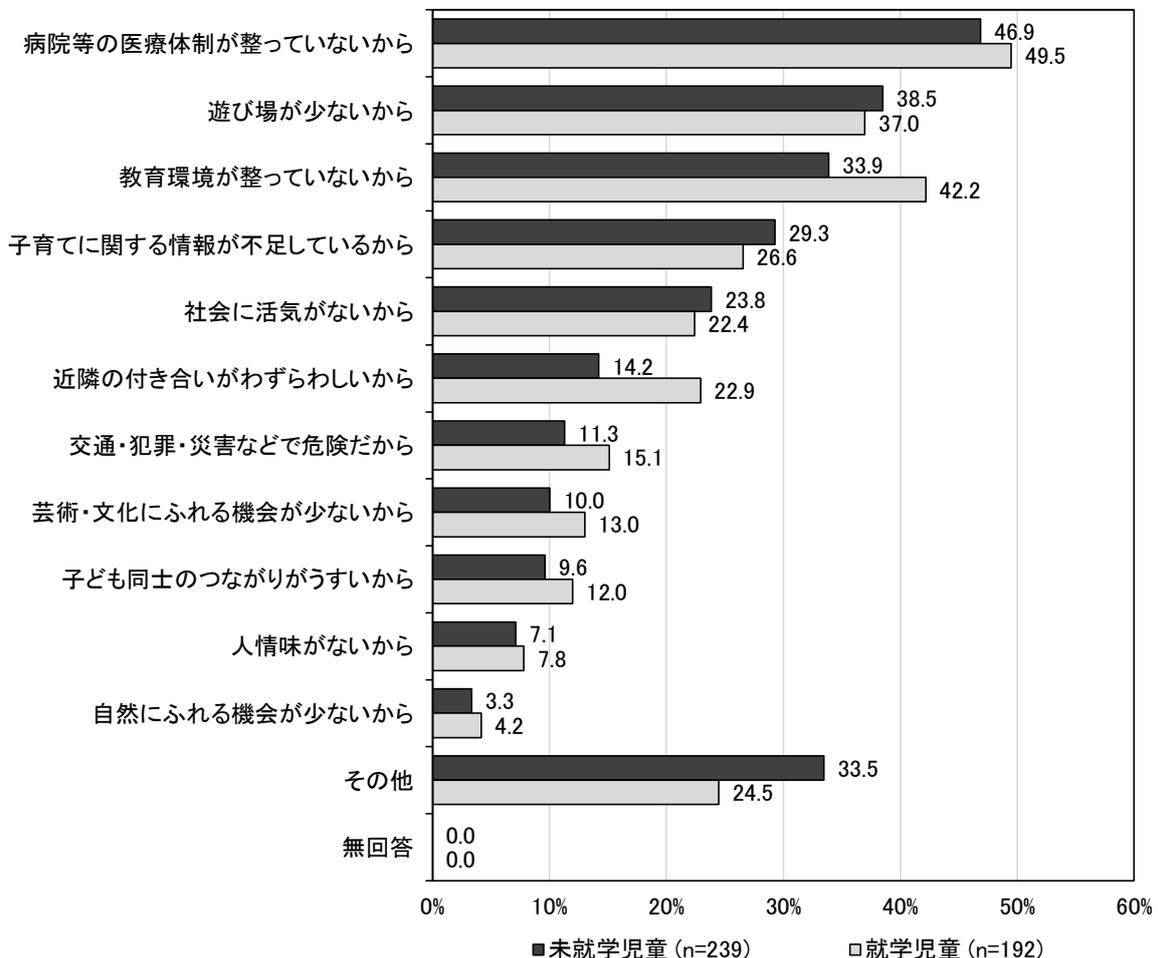
今後の御殿場市での子育て意向について、未就学児童、就学児童ともに「御殿場市で育てたい」が約7割を占めています（未就学児童：68.4%、就学児童：69.3%）。

御殿場市では育てたくないと思う理由については、未就学児童、就学児童ともに「病院等の医療体制が整っていないから」が4割以上で最も多く（未就学児童：46.9%、就学児童：49.5%）、次いで、未就学児童では「遊び場が少ないから」が多く（38.5%）、就学児童では「教育環境が整っていないから」が多くなっています（42.2%）。

### <今後の御殿場市での子育て意向>



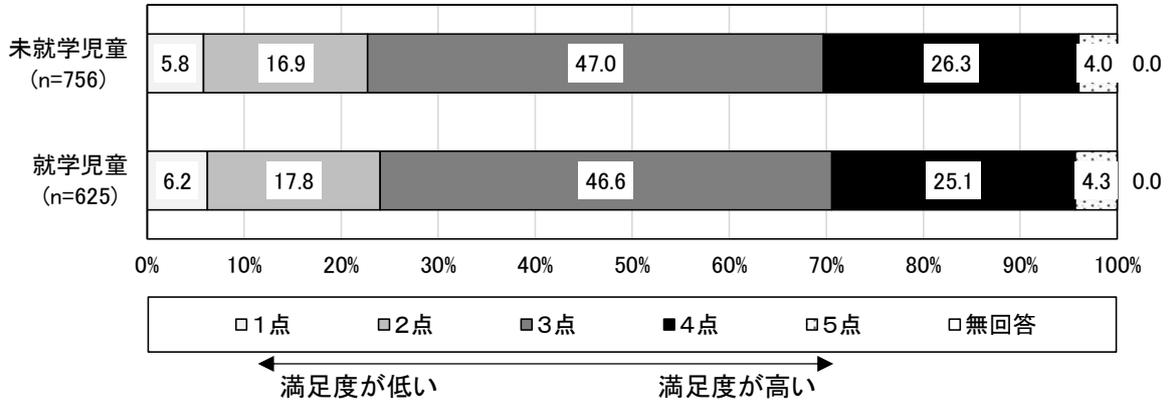
### <御殿場市では育てたくないと思う理由>



御殿場市の子育て環境や支援に対する満足点について、未就学児童、就学児童ともに真ん中の「3点」が4割以上を占めています(未就学児童:47.0%、就学児童:46.6%)。

評価点の平均点は、5点満点で未就学児童では3.06点、就学児童では3.04点と、未就学児童と就学児童とでは大きな差異はありません。

<御殿場市の子育て環境や支援に対する満足点>



## 教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する意見・要望（自由記述）の件数

### <未就学児童>

○意見の主な内容及び件数は以下のとおりです（全 475 件）。

- ・経済的支援（医療費助成、予防接種の助成金等含む）に対する要望（91 件）
- ・子育て支援施設に対する意見・要望（33 件）
- ・遊び場（公園・屋内施設など）の充実（52 件）
- ・保育所・幼稚園での、保育の内容・質等の向上（制度の見直しを含む）（35 件）
- ・学童保育に対する意見・要望（21 件）
- ・各種健診に対する意見・要望（5 件）
- ・情報提供の改善（7 件）
- ・一時保育に対する意見・要望（15 件）
- ・仕事と子育ての両立支援（21 件）
- ・生活環境に対する要望（商業施設の誘致、公共交通の充実など）（18 件）
- ・地域交流、親同士・親子同士の交流に対する意見・要望（10 件）
- ・相談体制の充実（2 件）
- ・医療機関に対する意見・要望（32 件）
- ・道路（歩道、通学路等）の整備（8 件）
- ・障害児に対する支援についての意見・要望（10 件）
- ・保育料に対する意見・要望（5 件）
- ・教育環境に対する意見・要望（23 件）
- ・休日保育（長期休暇を含む）に対する意見・要望（7 件）
- ・病児・病後児保育に対する意見・要望（16 件）
- ・延長保育に対する意見・要望（1 件）
- ・ファミリー・サポート・センターに対する意見・要望（5 件）
- ・待機児童の解消についての意見・要望（2 件）
- ・その他の意見・要望（56 件）

### <就学児童>

○意見の主な内容及び件数は以下のとおりです（全 350 件）。

- ・教育環境に対する意見・要望（55 件）
- ・遊び場（公園・屋内施設など）の充実（30 件）
- ・経済的支援（医療費助成、予防接種の助成金等含む）に対する要望（76 件）
- ・医療機関に対する意見・要望（30 件）
- ・学童保育に対する意見・要望（18 件）
- ・生活環境に対する意見・要望（商業施設の誘致、公共交通の充実など）（21 件）
- ・道路に対する要望（歩道、通学路など）（8 件）
- ・長期休暇中の対応についての意見・要望（4 件）
- ・情報提供についての意見・要望（8 件）
- ・保育所・幼稚園での、保育の内容・質等の向上（制度の見直しを含む）（14 件）
- ・その他の意見・要望（86 件）

## 第3章

### 計画の基本的考え方

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本理念

- 全ての子どもが豊かな人間性を形成し、健やかに育つためには、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、改めて家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業所等、子どもと子育て家庭を取り巻く全ての人々が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望ととらえることが必要です。
- 今後も子育て家庭における、多様化する課題に対応すべく、「子どもの利益が最大限に尊重されること」の実現を第一に考え、「地域（みんな）でつなぐ子育ての輪～未来はぐくむ御殿場プラン～」を基本理念とします。

### ■■■ 計画の基本理念 ■■■

みんな  
**地域でつなぐ子育ての輪**  
～未来はぐくむ御殿場プラン～

## 2 計画における基本的な視点

本計画の策定及び施策の推進にあたっては、以下の8項目を基本的な視点とし、基本理念の実現を目指して取り組んでいきます。

### 1 子どもの視点

子育て支援事業等は子ども自身の健やかな成長を手助けするものであることから、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子育ての基本は子育てに関わるそれぞれの主体が協力して行い、子どもの立場に立って施策を推進します。

### 2 利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者のニーズの多様化と就業形態による特性に配慮し、利用者本位の事業を柔軟かつ総合的に推進します。

### 3 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、行政機関だけでなく、企業や地域全体が協力して対応すべき課題として、協働で取り組むことを推進します。

### 4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

国・地方自治体・企業をはじめとする関係機関との連携の下、働き方の見直しを進め、地域の実情に応じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。

### 5 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、核家族化等により子育てに関する相談相手が見つからず、悩んでいる保護者の存在、ひとり親家庭、子どもの貧困等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援を推進します。

### 6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域で子育てに関する活動を行っているサークル、子ども会、ボランティア団体、主任児童委員をはじめとする地域の力と、保育所や認定こども園、幼稚園、子ども家庭センター、学校施設等を地域の資源として十分かつ効果的に活用することを推進します。

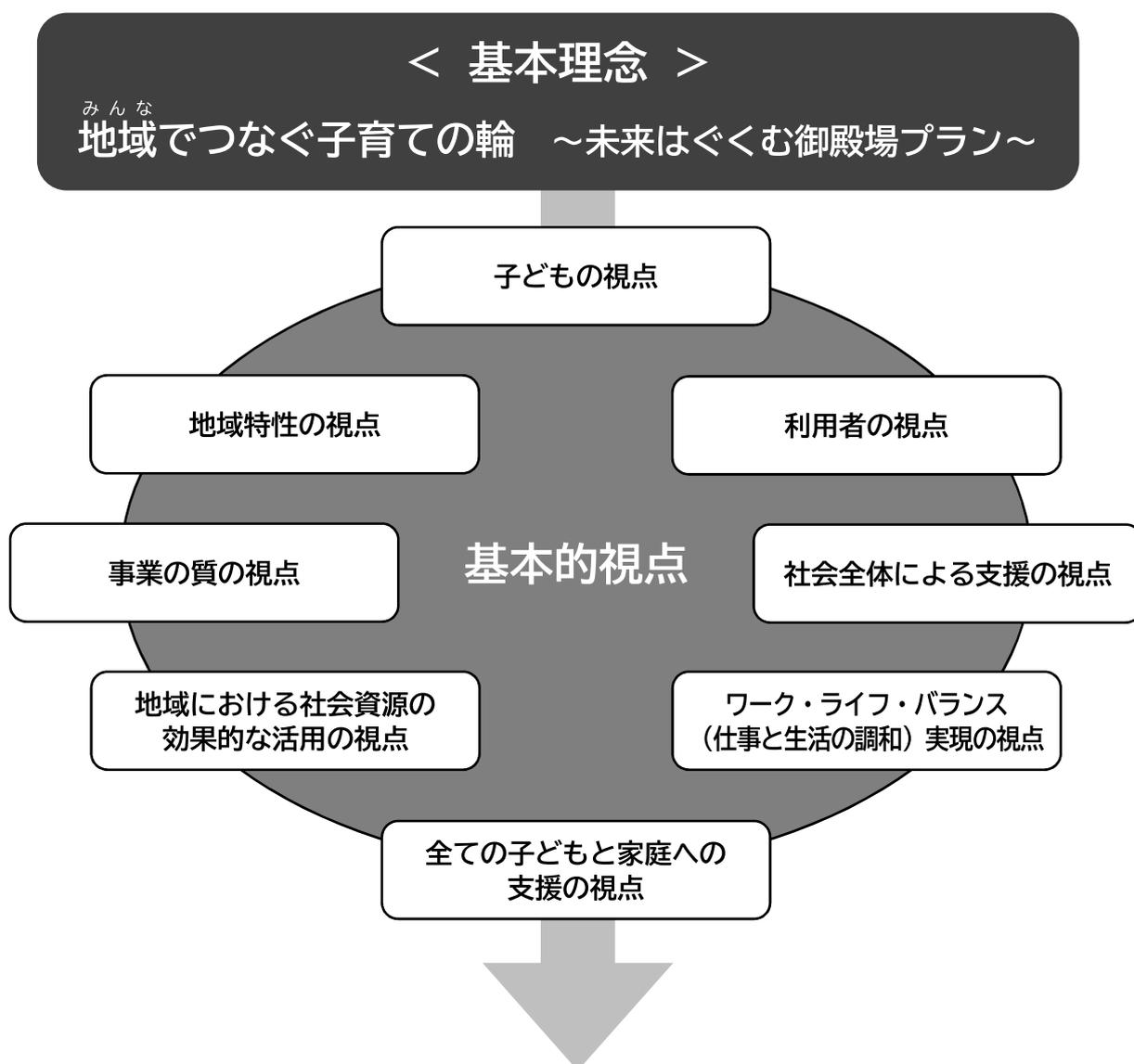
## 7 事業の質の視点

利用者が安心して教育・保育、子育て支援事業を利用するためには、量だけでなく、質を確保することが重要です。各事業の質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の確保・育成とともに、情報公開や事業評価等の取組を推進します。

## 8 地域特性の視点

御殿場市全体の状況と、市内の地域特性によるニーズの相違に配慮した主体的な取組を進めていきます。

### 3 施策の体系



#### ■計画の内容

1 教育・保育
2 地域子ども・子育て支援事業
3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保
4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進
6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
8 子どもの貧困対策の推進

## 4 教育・保育提供区域の設定

---

### (1) 教育・保育提供区域について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

### (2) 御殿場市における教育・保育提供区域

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、本市では教育・保育における教育・保育提供区域（基本型）を、6区域（御殿場地区、富士岡地区、原里地区、玉穂地区、印野地区、高根地区）に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や現状の事業実態から、教育・保育提供区域を事業ごとに設定します。具体的には、教育・保育との密接な関連がある事業については基本型（6区域）に、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については小学校区に、その他の事業については市全域に設定します。



印野地区		<p>広大な富士の裾野を有し、自然豊かな観光交流資源が集積  住所地：印野  ■人口：1,942人（市全体の2.4%）  ※令和6年3月31日現在</p>
高根地区		<p>豊かな水と自然環境に恵まれ、田園地帯の中に集落を形成  住所地：塚原、山尾田、六日市場、増田、中丸、大堰、清後、山之尻、柴怒田、上小林、水土野、古沢  ■人口：4,421人（市全体の5.4%）  ※令和6年3月31日現在</p>

放課後児童健全育成事業の教育・保育提供区域は以下のとおりです。

なお、御殿場南小学校区では御殿場地区、原里地区及び玉穂地区からの通学、朝日小学校区では原里地区及び富士岡地区からの通学、印野小学校区では印野地区及び原里地区からの通学があり、これらの区域では、基本型（6区域）の区域をまたいだ小学校区が設定されている状況です。

■教育・保育提供区域（放課後児童健全育成事業）

区域名	通学区域（行政区）
御殿場小学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>御殿場地区（東山区、東田中区の一部、鮎沢区、湯沢区、萩原区、二枚橋区、西田中区の一部、北久原区、仁杉区）</li> </ul>
東小学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>御殿場地区（御殿場区、深沢区、東田中区の一部、栢ノ木区、西田中区の一部）</li> </ul>
御殿場南小学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>御殿場地区（二の岡区、新橋区、永原区）</li> <li>原里地区（森之腰区の一部）</li> <li>玉穂地区（茱萸沢下区の一部）</li> </ul>
富士岡小学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士岡地区（萩蕪区、沼田区、二子区、中山上区、中山下区、風穴区、中清水区、駒門区、大坂区、竈区の一部、町屋区の一部）</li> </ul>
神山小学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士岡地区（町屋区の一部、神山区、尾尻区、高内区、富士見原区）</li> </ul>
原里小学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>原里地区（神場区、板妻区、保土沢区の一部、永塚区、北畑区、大沢区）</li> </ul>
朝日小学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>原里地区（川島田区、杉名沢区、矢崎区、森之腰区の一部）</li> <li>富士岡地区（竈区の一部）</li> </ul>
玉穂小学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉穂地区（茱萸沢下区の一部、茱萸沢上区、中畑東区、中畑北区、中畑南区、中畑西区、川柳区）</li> </ul>
印野小学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>印野地区（小木原区 時之栖区 印野区）</li> <li>原里地区（保土沢区の一部）</li> </ul>
高根小学校区 （分校を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>高根地区（塚原区、六日市場区、美乃和区、清後区、山之尻区、古沢区、柴怒田区、上小林区、水土野区）</li> </ul>

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域は以下のとおりです。

■事業別の教育・保育提供区域一覧

	事業名称	事業の概要	区域	
教育・保育	教育・保育	子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）、子育てのための施設等利用給付の一部	6区域	
地域子ども・子育て支援事業（13事業）	利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	市全域	
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	市全域	
	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	市全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	市全域	
	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	市全域
		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。	
	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。	市全域	

	事業名称	事業の概要	区域
地域子ども・子育て支援事業（13事業）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	市全域
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	市全域 (幼稚園型は6区域)
	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。	6区域
	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。	市全域
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	小学校区
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。	市全域
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	市全域

<新規事業>

	事業名称	事業の概要	区域
地域子ども・子育て支援事業（新規）	こども誰でも通園制度	親が就労していなくても時間単位等で子どもを預けられるようにする通園制度（対象は、0歳6か月から2歳までで、保育所・認定こども園等で一人当たり「月10時間」（1日中利用する場合は月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用できる）を上限として行うことを検討している）。	※
	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業。 （例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言など	※
	児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業。 （例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整など	※
	親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業。 （例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）など	※

※本市での具体的な実施内容等については、現在検討中

## 5 将来の子どもの数の推計

計画期間の教育・保育事業等の量の見込み算出の基礎とするため、主要な事業の対象となる0～11歳児の令和7年度から令和11年度までの児童数を推計しました。

推計にあたっては、御殿場市総合計画の見直しに伴う人口推計値が確定していないため、暫定的に令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口（各年4月1日時点）を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法を用いて算出しました。

この結果、計画の最終年度である令和11年度における総人口は、77,767人で、0～5歳児は2,959人、6～11歳児は3,247人と推計され、0～11歳児の総人口に対する割合は8.0%と見込まれます。

### ■推計人口・児童数

	実際人口	将来推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～14歳	10,010	9,568	9,176	8,801	8,467	8,132
15～64歳	51,337	50,656	49,883	49,071	48,236	47,460
65歳以上	22,245	22,230	22,236	22,248	22,245	22,175
総数	83,592	82,454	81,295	80,120	78,948	77,767

	実際人口	将来推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	523	526	514	503	495	486
1歳	537	530	533	521	510	502
2歳	575	522	515	518	506	495
3歳	584	562	511	504	507	495
4歳	601	572	550	500	493	496
5歳	639	592	563	541	492	485
0～5歳小計	3,459	3,304	3,186	3,087	3,003	2,959
6歳	666	616	570	542	521	474
7歳	654	661	611	565	537	516
8歳	705	638	644	595	550	522
9歳	713	695	628	634	585	540
10歳	732	704	686	620	626	578
11歳	724	722	694	676	611	617
6～11歳小計	4,194	4,036	3,833	3,632	3,430	3,247
0～11歳合計	7,653	7,340	7,019	6,719	6,433	6,206
(総人口比)	9.2%	8.9%	8.6%	8.4%	8.1%	8.0%

### <0～11歳人口の推計結果>

